見直し前 中間見直し後(案) 備考

第2章

障がい者を取り巻く 現状と課題

- I 障がい者制度に係る国の動向
- Ⅱ 県内の障がい者の動向
- Ⅲ 障がい者のニーズ
- ▼ 第4期熊本県障がい者計画「くまもと・夢・障がい者プラン」の成果と課題

第2章

障がい者を取り巻く 現状と課題

- 〇 第5期計画策定後の重大な出来事
- I 障がい者制度に係る国の動向
- Ⅱ 県内の障がい者の動向
- Ⅲ 障がい者のニーズ
- ▼ 第4期熊本県障がい者計画「くまもと・夢・障がい者プラン」の成果と課題
- V 第5期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」の進捗状況

見直し前	中間見直し後(案)	備考
	第5期計画策定後の動き(中間見直し時点) 第5期計画策定後の重大な出来事	
	(1) 平成28年熊本地震の発生 4月14日21時26分に熊本県熊本地方の深さ11kmでマグニチュード6.5 の地震(前震)が発生しました。さらに、28時間後の4月16日1時25分、同地 方の深さ12kmでマグニチュード7.3の地震(本震)が発生し、これらの地震で	
	はいずれも最大震度7を観測しました。なお、同一地域で震度7を二度観測したのは 観測史上初めてのことです。	
	 ① 平成28年熊本地震の概要 前 震 本 震	
	【参考1】障がい者福祉施設の被害状況	

見直し前	中間見直し後(案)	備考
	③ 障がい当事者団体や家族団体等の意見(主なもの)	
	(③ 障がい当事者団体や家族団体等の意見 (主なもの) 〈発災前や避難に際しての意見〉 ・ 避難行動要支援者名簿が十分に活用されなかった。災害発生時に要支援者に どう対応するのか、綿密な支援計画が必要だと感じた。安否確認や避難所への 誘導、早急な福祉避難所の開設と対象者への周知が必要だと思した。とが分からない。また、自ろう者の場合は、放送だけでは避難所が開設されたことが分からない。また、自ろう者の場合は介助者の支援がないと避難できない。障がい特性に 応じた避難の準備が必要だと感じた。 ・ 要支援者の名簿情報については、個人情報の問題を超えてうまく活用できる ようにしてほしい。 ・ 避難行動要支援者名簿の活用については、行政から情報提供いただいたので、ある程度動くことができた。初動は自分たちでできるだけのことをしたい。行 政の持つ情報と団体が持つ情報とを災害規模に応じて要支援者の利益になるような運用ができるよう、次の災害が起こる前に協議していきたい。 〈避難所についての意見〉 ・ 人工膀胱、人工町内を使用している人(オストメイト)も避難していること から、オストメイトにも対応したり自的トイレの設置を連やかに行ってほしい。 ・ 避難所ではトイレの問題が大きかった。 車いすにも対応した仮設トイレの設置を連やかに行ってほしい。 ・ 避難所に行くと口頭での指示や説明が多く、優れない場所ということもあって内容が理解できずにとまどっている人が多かった。支援が必要な人たちが避難者に含まれているということを、避難所達当の方々が意識するような取組みを検討していただきたい。 ・ ある避難所に避難した際、聴覚障がい者等のために情報を文字で掲示してもらえないかお願いしたところ、避難所を運営している方から、「たった2~3名のためにそんなことはしない」と言われた。 ・ 一般避難所に行っても、障がいのある人が使用できるトイレがなかったり、 障がいのある人が使用できるトイレがなかったり、 周囲の理解がなかったり、 障がいのある人が使用できるトイレがなかったり、 商店の理解があった。そのため、 障がいのある人の多くは危険な建物の中や車中泊で過ごした。 福祉避難所についての情報を目頃から聞いていなかった。また、避難所自体も少ないと感じた。 ・ 避難所を循述避難所に、全国の介護職員が応援に來るような仕組みを作ってほいの。	
	 要支援者の名簿情報については、個人情報の問題を超えてうまく活用できるようにしてほしい。 避難行動要支援者名簿の活用については、行政から情報提供いただいたので、ある程度動くことができた。初勤は自分たちでできるだけのことをしたい。行政の持つ情報と団体が持つ情報とを災害規模に応じて要支援者の利益になるような運用ができるよう、次の災害が起こる前に協議していきたい。 〈遊難所についての意見〉 人工膀胱、人工肛門を使用している人(オストメイト)も避難していることから、オストメイトにも対応した多目的トイレの設置をお願いする。 避難所ではトイレの問題が大きかった。車いずにも対応した仮設トイレの設置を連やかに行ってほしい。 遊離所にはスロープや車いすが移動するためのスペースがなく、多目的トイレもなかった。遊難所のバリアフリー化を是非お願いしたい。 避難所に行くとロ頭での指示や説明が多く、慣れない場所ということもあって内容が理解できずにとまどっている人が多かった。支援が必要な人たちが避難者に含まれているということを、避難所連営の方々が意識するような取組みを検討していただきたい。 ある避難所に避難した際、聴覚障がい者等のために情報を文字で掲示してもらえないお願いしたところ、避難所を運営している方から、「たった2~3名のためにそんなことはしない」と言われた。 一般避難所に行っても、障がいのある人が使用できるトイレがなかったり、周囲の理解がなかったり、障がい物性上、並ぶことができないために物資がもらえないをの問題があった。そのため、障がいのある人の多くは危険な建物の中や車中泊で過ごした。 福祉避難所についての情報を日頃から聞いていなかった。また、避難所自体も少ないと感じた。 避難所や福祉避難所に、全国の介護職員が応援に来るような仕組みを作って 	

見直し前	中間見直し後(案)	備考
	・ 実際問題として、遠いところに福祉避難所があったとしても障がいのある人が行けるのか、というのを考えてほしい。医療的ケアが必要な人は別として、まずは一般避難所にも入れるような体制作りをしていただき、そこから必要な方が福祉避難所に移動できるようにしていただきたい。 ・ 車いすの移動にはスペースが必要なため、体育館などの避難所に入るのは難しかった。また、オムツ交換で周りに迷惑をかけることもあり、自宅や車中泊に戻ることになった。障がいのある人・避難できるよう、一般避難所内に福祉避難スペースを設けたり、福祉避難所に避難できるよう支援してほしい。・ 福祉避難所に一般の方が入ってしまい障がいのある人が利用できなくなった例があった。一般の避難者が先に入ってしまうと本当に支援を必要とする人が避難できなくなってしまう。 ・ 障がい特性上、集団が苦手な子どものため、避難所にいきなり行くのではなく、何度か通って慣らしてから避難所で過ごすようにしたらうまくいった。・ 菊池市で実際に避難所運営に携わったが、公民館設計時から障がい当事者としての意見を伝えていたことで公民館内には6箇所の多目的トイレが設置されていたため、障がいのある人にも対応した避難所としてうまく機能した。 〈心の問題についての意見〉 ・ 仮設やみなし仮設に移行したが、一人の時間が増えて考える時間が多くなり、悪い方に考えてしまう。うつまではいかなくても暗い方々が出てきている。・ 地震・余震によるストレス、不安から病状が悪化し、その結果入院したり、成労継続が出来なくなった方もいた。 〈障害者福祉施設等の耐震化等への支援についての意見〉 ・ 音段から障がいのある人が利用する施設等を質丈に建てることで非常時に福祉避難所として活用できるのではないか。車中泊、避難所での苦労等をしなくても済む。	
	<自助・共助への取組みについての意見> 障がいのある人がいる世帯は地域とのつながりが希薄。障がいのある人自身も地域とつながる努力をしていかなければならない。 災害の時にはまず自分たちがどう自主的に動くか、障がいの有無に関係なく必要な事だと感じた。行政に頼む前に自分たちがしっかりしなくてはと感じた。障がい当事者としても支援を受けるだけでなく、貢献できるように取り組んでいきたいと思う。 〈障がい特性への配慮についての意見> ヘルプカードをつけておくことで、支援が必要な人だと知らせることができる。そのためにも、ヘルプカードの普及と周知を図ってほしい。 	

見直し前	中間見直し後(案)	備考
	 ② 取り組むべき課題 ○ 避難行動要支援者の避難支援に係る側別計画の策定・見直し平成28年熊木地震の課題等を踏まえ、遊難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、個別計画の策定・見直しを促進するなど、災害発生時の吟がい等の特性に応じた避難支援に取り組む必要があります。 ○ 避難所において、険がいのある人に対する支援避難所において、後述いるの人に対する支援避難ができるよう。指定避嫌所における福祉避難スペースの設置等について取組む必要があります。 ○ すた、福祉避難所の円滑な利用を確保するため、福祉避難所制度の周知、避難者の受入れ、運営体制の整備等に取り組む必要があります。 ○ 被災者の心の問題として、うつ状態や過度の飲酒、高齢者のひきこもり、地震によるトラウマ反応だけでなく、生活再建時に生じる二次的なストレスによる心身の不調等の発生が予見されており、中長期的に対応していく必要があります。 ○ 障がい者福祉施設等の復旧及び耐張化平成28年能本地震により甚大な被害を受けた障がい者福祉施設や精神科病院等について、施設復旧のための支援を引き続き行う必要があります。 ○ すた、今後起こりうる地震等に備え、除がい者福祉施設等の耐震補強への支援を行う必要があります。 ○ その他、平常時の地域における活動への支援や、災害時に支援や配慮を要する方々への細やかな対応を継続していく必要があります。 	

見直し前	中間見直し後(案)	備考	
	(2)相模原市の障害者支援施設における事件		
	平成28年7月26日、神奈川県相模原市の障害者支援施設「津久井やまゆり園」		
	に施設の元職員である男が侵入し、多数の入所者等を刃物で刺し、19人が死亡、2		
	7人が負傷するという事件が発生しました。		
	これを受け、国は、「相模原市の障害者支援施設における事件(以下「相模原事件」		
	という。)の検証及び再発防止策検討チーム」(以下「検討チーム」という。)を記し、検討チームにおいて、事実関係の徹底した検証と、それを踏まえた再発防止第		
	ついて議論が行われ、報告書が取りまとめられました。		
	す。		
	① 相模原事件の概要		
	発生日時・場所平成 28 年 7 月 26 日未明・神奈川県相模原市緑区所在の障害者支援施設被告人神奈川県相模原市緑区居住男性 2 6 歳 (当時)		
	被害者 死者 1 9 名、負傷者 2 7 名		
	概要 被告人は、上記発生日時・場所において、同施設内に侵入し、多数の入所者 等を刃物で刺して殺害又は負傷させたもの。		
	施設の概要 名 称 :神奈川県立津久井やまゆり園		
	開所日 : 昭和 39 年 2 月		
	設置主体:神奈川県 運営主体:社会福祉法人かながわ共同会		
	施設種別:障害者支援施設		
	※ 主に知的障害者の方に対して、以下のサービスを提供 ・施設入所支援(定員 150 名):居住の場として、夜間や休日の食事・入浴・		
	排せつ等の介護		
	・短期入所 (定員 10 名): 一時的な入所サービス		
	・生活介護 (定員 160 名): 昼間の食事・入浴・排せつ等の介護や生産活動の 機会等の提供		
	※ なお、事件当時、入所者 149 名、短期入所利用者 8 名の計 157 名の方が施		
	設内にいた。 入所者 149 名のうち、障害支援区分 6 (最重度) の方が 116 名、区分 5		
	の方が31名、区分4の方が2名。		
	※相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム(第1回)会議資料により作成		
	Annual Mathematical Edition where		
	神奈川県立津久井やまゆり園		

見直し前	中間見直し後(案)		
	② 県の対応(平成28年度中の対応)		
	○ 県内の市町村及び障害者支援施設等に対し、入所者等の安全・安心の確保の徹底		
	を求める通知を発送しました。(平成28年7月)		
	○ 県警本部及び熊本市の関係部署と社会福祉施設等安全対策実務担当者会議を開催		
	し、情報を共有するとともに、今後の社会福祉施設等の安全確保方策について協議		
	を行いました。(平成28年8月)		
	○ 県、県警本部及び熊本市の共催で、障害者支援施設等の職員を対象に防犯講習会		
	を開催し、約300人の参加者に対して具体的な防犯対策や有事の際の対応方法等		
	の研修を行いました。(平成28年9月)		
	○ 障害者支援施設等の指導監査において、事件発生時の対応や関係機関との連携等		
	について指導を行うとともに、各施設の取組み状況について確認しています。(平成		
	28年9月以降)		
	○ 指定障害福祉サービス事業者等集団指導において、防犯の取組みについて再度周 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	知を行ないました。(平成29年3月)		
	○ 障害者福祉施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や		
	外溝の設置・修繕など必要な安全対策に係る費用について、新たに施設整備補助金		
	の対象としました。(平成28年10月)		
	③ 障がい当事者団体や家族団体等の意見(主なもの)		
	・ 障がいのある人の安全・安心施策に関して、熊本の場合は熊本地震ばかりを		
	念頭に議論しがちだが、全国的に見て、障がいのある人にとっての近年の重大		
	な事案は、相模原事件だったと思う。当該事件についてもきちんと冷静に見据		
	え、どう位置づけるのか考えた方が良いのではないか。		
	・ 相模原事件については、偏った思想の人が行ったことだと考えている。しか		
	し、この事件をきっかけに、精神障がいのある人全体に「処分」のようなもの		
	がなされるのではないかと不安に感じている。		
	・ 精神障がいのある人だからこういう事件を起こしたというように考えること		
	は良くない。精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援への取組みをこれま		
	で通り進めてもらいたい。		
	・ 相模原事件は、障害者差別解消法が施行されてすぐに起こった事件であり残		
	念でならない。今後、障がいのある人への理解がより深まるよう、子どもの頃		
	から教育に取り入れていく取組みを一層推進していただきたい。		
	\		

「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チー ム」報告書(概要)

共生社会の推進に向けた取組

検証を通じて明らかになった課題

- 今回の事件は障害者への一方的かつ身勝手な 偏見や差別意識が背景
-) 偏見や差別意識を払拭し、「互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会」の実現に向けた取組を進めることが不可欠

再発防止策の方向性

- 0) 「障害者週間」、政府広報などあらゆる機会を活用し、政府の姿勢や障害者差別解消法の理念を周知・啓発
- 0 0 「心のバリアフリー」の取組の充実 学校教育をはじめあらゆる場での
- 障害者の地域移行や地域生活の支援

退院後の医療等の継続支援の実施のために 必要な対応

検証を通じて明らかになった課題

医療機関や地方自治体

援を継続的に受け、地域で孤立することなく安心して 生活できる仕組みの整備が必要 入院中から措置解除後まで、患者が医療等の支

再発防止策の方向性

調整会議を開催) 措置入院中から、<u>都道府県知事等が</u> 退院後支援計画を作成(退院後支援の関係者による

0

伝達 措置入院先病院が退院後支援二一ズアセスメ 、を実施。その結果を都道府県知事等に確実に ズアセスメン

0

- 0) 退院後は、退院後支援計画に沿って 保健所設置自治体が退院後支援全体を調整 (他の自治体に転出後も確実に引き継ぎ)
- 保健所等の人員体制等の充実

0

置入院中の診療内容の充実

検証を通じて明らかになった課題

- 措置入院中の診療内容における留意事項が示さ いておらず、診断や治療方針の検討が不十分
-) 医師の養成段階から生涯にわたる医学教育において、退院後支援や薬物使用に関連する精神障害に関する内容が不十分

再発防止策の方向性

0 作成。 診療報酬等の対応を検討 国が措置入院中の診療内容のガイドライン

4

0 卒前・卒後教育の充実による専門知識を有する 医師の育成

検証を通じて明らかになった課題

警察官通報が行われたもののうち、措置入院等に つながった割合は地方自治体ごとにばらつき

- 措置入院の過程で認知された具体的な犯罪情報に ついて、関係者間で情報共有する手続き等が協議さ
- が共通認識を持つ必要 ※ 他害のおそれが精神障害によるものか判断が難しい事例

再発防止策の方向性

- 0 措置診察等の判断に係るチェックポイントの作成
- <u>地域の関係者(自治体、警察、精神科医療関係</u> <u>(等)の協議の場</u>(※)を設置
- ※ 措置診察に至るまでの地域での対応方針、具体的な犯罪情報を 把握した場合の情報提供のあり方等
- グレーゾーン事例のうち、医療・福祉による支援では対応が難しいものについての他害防止の措置は、人権保護等の観点から極めて慎重であるべき

0

再発防止策の方向性

0

0)9月に発出された防犯に係る点検項目通知を踏まえた各施設の取組を支援)権利擁護の視点を含めた<u>職員研修の更なる</u> 推進、処遇改善や心の健康管理面の強化等によ る職場環境の改善

やりがいや誇りを持っ

d

心身とも

※出典:「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チー 7 報告書 (概要)

I 障がい者制度に係る国の動向

平成21年12月に内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」のもと、障がい者制度改革に向けた検討が集中的に進められ、改革の3つの柱である「障害者基本法」の改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称:障害者総合支援法)の制定、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称:障害者差別解消法)の制定が行われました。

見直し前

これらの法整備を受けて、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」(通称: 障害者権利条約)の批准が実現しました。

●障害者基本法の改正(平成23年8月)

日常生活や社会生活において障がいのある人が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生じるという、いわゆる社会モデルに基づく「障害者」の概念や、障がいのある人に対して障がいを理由とした差別をしてはならないことなどが盛り込まれました。

●障害者総合支援法の制定(平成24年6月)

地域社会での共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障がいのある人の 日常生活と社会生活を総合的に

支援し、新たな障がい保健福祉施策を講じるために制定されました。

●障害者差別解消法の制定(平成25年6月)

障がいのある人に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供等の差別の解消 に向けた取組みを推進することを目的として制定されました。

●障害者権利条約の批准(平成26年1月)

障がいに基づくいかなる差別もなしに、すべての障がいのある人のあらゆる人権と 基本的自由を完全に実現することを確保し促進することを締結国の一般的義務とする、 障がいのある人の権利と尊厳を保護し促進するための包括的・総合的な国際条約です。

このような国の動きは、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重 し支え合う「共生社会の実現」を目指したものであり、このことを踏まえて、第5期計 画を策定する必要があります。

→ 詳細については、資料編○○ページ「Ⅲ 障がい者制度に係る国の動向」参照

障がい者制度に係る国の動向

平成21年12月に内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」のもと、障がい者制度改革に向けた検討が集中的に進められ、改革の3つの柱である「障害者基本法」の改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称:障害者総合支援法)の制定、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称:障害者差別解消法)の制定が行われました。

これらの法整備を受けて、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」(通称: 障害者権利条約)の批准が実現しました。

●障害者基本法の改正(平成23年8月)

日常生活や社会生活において障がいのある人が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生じるという、いわゆる社会モデルに基づく「障害者」の概念や、障がいのある人に対して障がいを理由とした差別をしてはならないことなどが盛り込まれました。

●障害者総合支援法の制定(平成24年6月)

地域社会での共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障がいのある人の 日常生活と社会生活を総合的に

支援し、新たな障がい保健福祉施策を講じるために制定されました。

●障害者差別解消法の制定(平成25年6月)

障がいのある人に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供等の差別の解消 に向けた取組みを推進することを目的として制定されました。

●障害者権利条約の批准(平成26年1月)

障がいに基づくいかなる差別もなしに、すべての障がいのある人のあらゆる人権と 基本的自由を完全に実現することを確保し促進することを締結国の一般的義務とする、 障がいのある人の権利と尊厳を保護し促進するための包括的・総合的な国際条約です。

このような国の動きは、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重 し支え合う「共生社会の実現」を目指したものであり、このことを踏まえて、第5期計 画を策定する必要があります。

第5期計画策定後の動き(中間見直し時点)

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、また、平成30年度には、障がいのある人の地域生活を支援するサービスが障害者総合支援法に追加されるなど、障がい者施策に関連した多くの法律等が施行又は施行される予定となっています。

これらの動きを踏まえて、第5期計画の中間見直しを行う必要があります。

→ 詳細については、資料編○○ページ「Ⅲ 障がい者制度に係る国の動向」参照

Ⅱ 県内の障がい者の動向

県内の障害者手帳所持者数(身体、知的及び精神)は、平成15年度末時点では108,997人でしたが、平成25年度末時点では128,486人と、10年間で17.9%(19,489人)増加しています。また、障害者手帳所持者の割合は、平成25年度末時点で県においては7.2%であり、全国の5.5%と比較すると高い割合になっています。

障がい別では、この10年間で身体障がい者は9.5%(8,403人)、知的障がい者は41.4%(4,937人)、精神障がい者は71.6%(6,149人)増加しており、特に精神障がい者数の伸びが大きくなっています。

年齢別では、18歳未満の「障がい児の増加」とともに、「障がい者の高齢化」の傾向にあります。

また、県内の発達障がい者支援センターと高次脳機能障害支援センターの相談支援件数は、設置以降年々増加しており、発達障がいに関する相談支援件数はこの10年間で約4.7倍、高次脳機能障がいに関する相談支援件数はこの5年間で約10倍に増加しています。また、難病患者が対象の特定疾患公費負担患者数も年々増加しており、この10年間で約1.6倍に増加しています。

障害者手帳所持者からみる「障がい児の増加」、「障がい者の高齢化」といった県内の 障がい者の動向や、障がいの多様化を踏まえた「障がい特性に応じた支援」を念頭に置 いて、第5期計画を策定する必要があります。

I 県内の障がい者の動向

県内の障害者手帳所持者数(身体、知的及び精神)は、平成15年度末時点では108,997人でしたが、平成25年度末時点では128,486人と、10年間で17.9%(19,489人)増加しています。また、障害者手帳所持者の割合は、平成25年度末時点で県においては7.2%であり、全国の5.5%と比較すると高い割合になっています。

障がい別では、この10年間で身体障がい者は9.5%(8,403人)、知的障がい者は41.4%(4,937人)、精神障がい者は71.6%(6,149人)増加しており、特に精神障がい者数の伸びが大きくなっています。

年齢別では、18歳未満の「障がい児の増加」とともに、「障がい者の高齢化」の傾向にあります。

また、県内の発達障がい者支援センターと高次脳機能障害支援センターの相談支援件数は、設置以降年々増加しており、発達障がいに関する相談支援件数はこの10年間で約4.7倍、高次脳機能障がいに関する相談支援件数はこの5年間で約10倍に増加しています。また、難病患者が対象の特定疾患公費負担患者数も年々増加しており、この10年間で約1.6倍に増加しています。

障害者手帳所持者からみる「障がい児の増加」、「障がい者の高齢化」といった県内の 障がい者の動向や、障がいの多様化を踏まえた「障がい特性に応じた支援」を念頭に置 いて、第5期計画を策定する必要があります。

第5期計画策定後の動き(中間見直し時点)

直近5年間の県内の障害者手帳の所持者数の状況はほぼ横ばいとなっています。

障がい別では、身体障がい者の手帳所持者が減少している一方で、知的障がい者と精神障がい者の手帳所持者数は増加しています。

年齢別では、18歳未満の「障がい児の増加」とともに、「障がい者の高齢化」の傾向が続いています。

これらの動きも踏まえながら中間見直しの検討を行います。

障害者手帳の所持者数の推移(各年度末の数)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	5年間増減 (H23→H28)	
身体障害者手帳	96,231 人	96,786 人	96,889 人	95, 927 人	94,570 人	92,837 人	▲3,394人	-3.5%
療育手帳	15,687 人	16,316 人	16,859 人	17, 307 人	17,909 人	18,486 人	2,799 人	17.8%
精神障害者保健福祉手帳	12,829 人	13,572 人	14,738 人	15,378 人	16,068 人	16,461 人	3,632 人	28.3%
合計	124,747 人	126,674 人	128,486 人	128,612 人	128,547 人	127,784 人	3,037 人	2.4%

→ 詳細については、資料編○○ページ「IV 県内の障がい者の動向」参照

→ 詳細については、資料編○○ページ「IV 県内の障がい者の動向」参照

Ⅲ 障がい者のニーズ

第5期計画の策定にあたっては、障がいのある人の日常生活や社会生活の実態や、障がいのある人や家族のニーズを把握するため、平成26年度に「障がい者施策に関するアンケート調査」と「障がい者団体との意見交換会」を行いました。

また、平成24年度には発達障がい児(者)や家族、支援に携わる方々への聞き取り調査、平成25年度には「重症心身障がい児(者)生活調査」と「強度行動障がいに関する実態調査」を行い、それぞれの障がいのある人の生活実態等を把握しました。

各調査や意見交換会から、障がいのある人の次のようなニーズが浮き彫りになりました。

【日常生活(福祉、保健・医療)について】

「障がい者施策に関するアンケート調査」では、地域生活への移行を望む人が前回調査 (平成22年度)よりも増えており、各調査や意見交換会でも、そのための施策充実が望まれています。

- グループホームの増設や障害福祉サービスの充実
- ホームヘルパーや相談支援専門員の人材確保・資質向上
- 障がいの早期発見、早期療育
- 障がいのある子どものための通所サービス (放課後等デイサービス等) の充実
- 重症心身障がい児(者)のための短期入所事業所や日中一時支援事業所等の増加
- 強度行動障がいのある人がパニックを起こした時の対応など支援の困難さへの対応

【社会生活(就労、教育、コミュニケーション等)について】

「障がい者施策に関するアンケート調査」では、就労への意欲が前回調査よりも高まっており、各調査や意見交換会でも、そのための施策充実や、教育、コミュニケーション等における障がい特性に応じたきめ細かな支援が望まれています。

- 障がいのある人が働ける職場の増加
- 工賃アップのための行政による障害者就労施設等からの優先調達推進、一般企業 の支援・理解
- 障がいのある児童生徒に対する個別の教育支援計画についての学校と家庭等との 情報共有や定期的な検証・見直し
- 特別支援教育に携わる教員の専門性の向上

Ⅲ 障がい者のニーズ

第5期計画の策定にあたっては、障がいのある人の日常生活や社会生活の実態や、障がいのある人や家族のニーズを把握するため、平成26年度に「障がい者施策に関するアンケート調査」と「障がい者団体との意見交換会」を行いました。

また、平成24年度には発達障がい児(者)や家族、支援に携わる方々への聞き取り調査、平成25年度には「重症心身障がい児(者)生活調査」と「強度行動障がいに関する実態調査」を行い、それぞれの障がいのある人の生活実態等を把握しました。

各調査や意見交換会から、障がいのある人の次のようなニーズが浮き彫りになりました。

【日常生活(福祉、保健・医療)について】

「障がい者施策に関するアンケート調査」では、地域生活への移行を望む人が前回調査 (平成22年度)よりも増えており、各調査や意見交換会でも、そのための施策充実が望まれています。

- グループホームの増設や障害福祉サービスの充実
- ホームヘルパーや相談支援専門員の人材確保・資質向上
- 障がいの早期発見、早期療育
- 障がいのある子どものための通所サービス(放課後等デイサービス等)の充実
- 重症心身障がい児(者)のための短期入所事業所や日中一時支援事業所等の増加
- 強度行動障がいのある人がパニックを起こした時の対応など支援の困難さへの対 応

【社会生活(就労、教育、コミュニケーション等)について】

「障がい者施策に関するアンケート調査」では、就労への意欲が前回調査よりも高まっており、各調査や意見交換会でも、そのための施策充実や、教育、コミュニケーション等における障がい特性に応じたきめ細かな支援が望まれています。

- 障がいのある人が働ける職場の増加
- 工賃アップのための行政による障害者就労施設等からの優先調達推進、一般企業 の支援・理解
- 障がいのある児童生徒に対する個別の教育支援計画についての学校と家庭等との 情報共有や定期的な検証・見直し
- 特別支援教育に携わる教員の専門性の向上

見直し前	中間見直し後(案)	備考	
○ 手話通訳者、要約筆記者などコミュニケーションを支援する人材の育成・確保	○ 手話通訳者、要約筆記者などコミュニケーションを支援する人材の育成・確保		
○ コミュニケーションボード、ヘルプカード等を活用した意思疎通支援	○ コミュニケーションボード、ヘルプカード等を活用した意思疎通支援		
○ 2020年東京パラリンピックに向けた選手の発掘・育成 など	○ 2020年東京パラリンピックに向けた選手の発掘・育成 など		
【生活環境について】	【生活環境について】		
「障がい者施策に関するアンケート調査」では、身のまわりのことで困っていること	「障がい者施策に関するアンケート調査」では、身のまわりのことで困っていること		
の上位に「外出(買い物、通院等)」が、また、施策全般に対して望むことの上位には、	の上位に「外出(買い物、通院等)」が、また、施策全般に対して望むことの上位には、		
前回調査では上位になかった「災害時の援護対策」が挙がっており、各調査や意見交換	前回調査では上位になかった「災害時の援護対策」が挙がっており、各調査や意見交換		
会でも、そのための施策充実が望まれています。	会でも、そのための施策充実が望まれています。		
○ 障がい特性に応じた避難所での配慮	○ 障がい特性に応じた避難所での配慮		
○ 外出時の不便解消のための障がい者用のトイレや駐車場の整備(ハートフルパス	○ 外出時の不便解消のための障がい者用のトイレや駐車場の整備(ハートフルパス		
制度の協力施設数の増加と、制度への理解促進)	制度の協力施設数の増加と、制度への理解促進)		
○ 公営住宅や借上げ住宅のバリアフリー化	○ 公営住宅や借上げ住宅のバリアフリー化		
○ ノンステップバスの増加 など	○ ノンステップバスの増加 など		
【障がいのある人の権利擁護について】	【障がいのある人の権利擁護について】		
「障がい者施策に関するアンケート調査」では、施策全般に対して望むことの上位に、	「障がい者施策に関するアンケート調査」では、施策全般に対して望むことの上位に、		
前回の調査では上位になかった「障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動」	前回の調査では上位になかった「障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動」		
が挙がっており、また、意見交換会でも、就労や教育の面での障がい特性への理解促進	が挙がっており、また、意見交換会でも、就労や教育の面での障がい特性への理解促進		
が望まれています。	が望まれています。		
○ 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の理解促進(合理的配慮	○ 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の理解促進(合理的配慮		
を含む)	を含む)		
○ 就労継続・職場定着のための事業主の障がい特性への理解促進	○ 就労継続・職場定着のための事業主の障がい特性への理解促進		
○ 地域で安心して暮らすための障がいへの理解促進 など	○ 地域で安心して暮らすための障がいへの理解促進 など		

す。

す。

中間見直し後(案)	備考	
第5期計画策定後の動き(中間見直し時点)		
第5期計画策定後の国の障がい者制度に関する動向、平成28年熊本地震の発生及び相模原市の障害者支援施設における事件の発生など、ここ数年で障がいのある人とその家族を取り巻く環境は大きく変化してきていることから、第5期計画の中間見直しに生かすため、平成29年2月と7月に「障がい当事者・家族団体との意見交換会」を行いました。 また、平成29年3月~4月に、被災12市町村と連携して、平成28年熊本地震に		
	者	
の健康状態を調査しました。		
	,	
日常生活(福祉、保健・医療)について		
い (オストメイト等) に対応したトイレの設置等、ハード面の整 生活環境につい 備		
	第5期計画策定後の動き(中間見画し時点) 第5期計画策定後の国の障がい者制度に関する動向、平成28年態本地震の発生及相模原市の障害者支援施設における事件の発生など、ここ数年で障がいのある人とそ家族を取り巻く環境は大きく変化してきていることから、第5期計画の中間見面しにかすため、平成29年2月と7月に「障がい当事者・家族団体との意見交換会」を行ました。 また、平成29年3月~4月に、被災12市町村と連携して、平成28年熊本地震学・でいて当事者・家族団体との意見交換会の主な内容 「運がい当事者・家族団体との意見交換会の主な内容 「運がい当事者・家族団体との意見交換会の主な内容 「運がい当事者・家族団体との意見交換会の主な内容 「場がい当事者・家族団体との意見交換会の主な内容 「場がい当事者・家族団体との意見交換会の主な内容 「場がい当事者・家族団体との意見交換会の主な内容 「場がい当事者・家族団体との意見交換会の主な内容 「場がい当事者・家族団体との意見交換会の主な内容 「場がい当事者・家族団体との意見交換会の主な内容 「会においてのないのなどの表現を通び持ている。人の正質アップへの取組、一般企業の理解の能労を表現の連絡を関する。「会に対しないのの意見の確保に加えて、それ以外の余暇を過ごすための支援 「会に対しないるのを選手業の充実」「会に対しないるを表現を過ごすための支援 「会に対しないるを表現を通道するとの表現を通道するとの表現を通道するとの表現を通道するといる意思を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	

見直し前	中間見直し後(案)		
	生活環境について		
	生活環境について	〈熊本地震以外〉 ○障害者施設殺傷事件を踏まえた安心・安全への取組 ○ハートフルパスの利用者が増えたことから、必要な時に利用できない状況となっていることへの対応 ○地域の方に障がいの事を理解してもらうような施策の充実 ○障がいのある人を身近で支えるすべての家族を支援することが、より明確になるよう、第5期計画の記載の見直しを ○第5期計画の記載中、医療的ケアが必要な児童生徒への支援について、「家族の支援のために看護師を派遣する」ように見える記載がある。当該支援は、児童生徒の学ぶ権利を保障するための支援であることから、記載の見直しを ○障がいの特性に配慮した、誰もが快適に暮らすことができるような施策の推進	
	差別の解消及び 権利擁護の推進	○「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」及び「障害者差別解消法」(以下「条例等」という。)に対する自治体職員の理解促進 ○条例等に対する一般企業等の理解促進 ○障がいのある人への理解がより深まるよう、子どもの頃から教育に取り入れていく取組みの推進	
		→ 詳細については、資料編○○ページ「V 意見聴取結果」参照	
		~ p+/ に フVI CIG、 具科補しし、 「フ I V 思兄姉以和木」 参照	

Ⅳ 第4期熊本県障がい者計画「<まもと・夢・障がい者プラン」の成果と課題

第4期計画策定から3年を経過し、計画期間が残り1年となった平成25年度末現在における数値目標の達成状況は、「入所施設の定員数の削減数(平成18年度からの累計)」や「ハローワークにおける障がい者の就職件数」など12項目が既に目標を達成し、全体の73%にあたる27項目(目標達成済の12項目を含む)が達成率80%以上となっており、全体として、計画期間中の取組みは概ね順調に成果が現れていると言えます。

しかしながら、達成率が5割に達していない項目もあり、更なる取組みの強化が必要な分野もあります。

第4期計画の主な成果、第5期計画に向けた課題は、次のとおりです。

課題1「県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組み」

○ 障害者差別解消法の制定に先駆けて「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定しましたが、県民の条例への理解が十分に広がっていないことから、障がいの特性や障がいのある人への理解と併せて、条例や平成28年4月から施行される障害者差別解消法の周知を更に進める必要があります。

課題2「地域生活への移行支援・地域生活支援」

- 入所施設の定員削減やグループホームの整備など地域生活移行に向けた取組みは 進展しましたが、障がいのある人が親亡き後も希望する地域で安心して暮らしてい くために、引き続きグループホーム等の居住の場の確保とともに、障害福祉サービ スの充実に取り組む必要があります。
- 障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、一般就労の促進や職場 への定着を図るための取組みを引き続き進めるとともに、一般就労が困難な障がい のある人の福祉的就労の充実に向けて、工賃アップ等の取組みをより一層推進する 必要があります。

課題3「家族に対する支援」

○ 特別支援学校に通う医療的ケアが必要な児童生徒への看護師の派遣等により保護者の負担軽減を図る取組みは進んだものの、医療的ケアが必要な障がい児(者)を受け入れる場が少ないことから、引き続き福祉施設や医療機関との連携により、家族への支援(レスパイト・ケア)の充実に取り組む必要があります。

Ⅳ 第4期態本県障がい者計画「<まもと・夢・障がい者プラン」の成果と課題

第4期計画策定から3年を経過し、計画期間が残り1年となった平成25年度末現在における数値目標の達成状況は、「入所施設の定員数の削減数(平成18年度からの累計)」や「ハローワークにおける障がい者の就職件数」など12項目が既に目標を達成し、全体の73%にあたる27項目(目標達成済の12項目を含む)が達成率80%以上となっており、全体として、計画期間中の取組みは概ね順調に成果が現れていると言えます。

しかしながら、達成率が5割に達していない項目もあり、更なる取組みの強化が必要な分野もあります。

第4期計画の主な成果、第5期計画に向けた課題は、次のとおりです。

課題1「県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組み」

○ 障害者差別解消法の制定に先駆けて「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定しましたが、県民の条例への理解が十分に広がっていないことから、障がいの特性や障がいのある人への理解と併せて、条例や平成28年4月から施行される障害者差別解消法の周知を更に進める必要があります。

課題2「地域生活への移行支援・地域生活支援」

- 入所施設の定員削減やグループホームの整備など地域生活移行に向けた取組みは 進展しましたが、障がいのある人が親亡き後も希望する地域で安心して暮らしてい くために、引き続きグループホーム等の居住の場の確保とともに、障害福祉サービ スの充実に取り組む必要があります。
- 障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、一般就労の促進や職場 への定着を図るための取組みを引き続き進めるとともに、一般就労が困難な障がい のある人の福祉的就労の充実に向けて、工賃アップ等の取組みをより一層推進する 必要があります。

課題3「家族に対する支援」

○ 相談支援体制及び児童デイサービスや短期入所等の日中活動系サービスの充実等 により家族への支援(レスパイト・ケア)の取組みは進展しましたが、医療的ケア が必要な障がい児(者)を受け入れる場が少ないことから、引き続き福祉施設や医 療機関との連携により、家族への支援の充実に取り組む必要があります。

見直し前	中間見直し後(案)	備考
課題4 「障がい特性に配慮した支援」		
 ○ 幼稚園・学校における個別の教育支援計画の作成率については数値目標を達成したものの、すべての幼児児童生徒に対する計画の策定には至っておらず、また、計画の引継ぎが十分とは言えない現状であることから、一人一人の特性に応じた支援の充実と一貫した支援が図られるよう、取組みを推進する必要があります。 ○ 障がいの特性に応じたコミュニケーションを支援する人材の養成など、コミュニケーション支援の充実に引き続き取り組む必要があります。 ○ 災害対策基本法の改正に伴い、新たに避難行動要支援者名簿に登載される障がいのある人等の避難支援計画(個別計画)の策定を促進するなど、災害時における障がい特性に応じた支援体制の充実に取り組む必要があります。 ○ 障がいごとにニーズが異なることから、それぞれの障がいの特性に配慮した支援を行う必要があります。 ○ 障がいごとにニーズが異なることから、それぞれの障がいの特性に配慮した支援を行う必要があります。 	 ○ 幼稚園・学校における個別の教育支援計画の作成率については数値目標を達成したものの、すべての幼児児童生徒に対する計画の策定には至っておらず、また、計画の引継ぎが十分とは言えない現状であることから、一人一人の特性に応じた支援の充実と一貫した支援が図られるよう、取組みを推進する必要があります。 ○ 障がいの特性に応じたコミュニケーションを支援する人材の養成など、コミュニケーション支援の充実に引き続き取り組む必要があります。 ○ 災害対策基本法の改正に伴い、新たに避難行動要支援者名簿に登載される障がいのある人等の避難支援計画(個別計画)の策定を促進するなど、災害時における障がい特性に応じた支援体制の充実に取り組む必要があります。 ○ 障がいごとにニーズが異なることから、それぞれの障がいの特性に配慮した支援を行う必要があります。 ○ 障がいごとにニーズが異なることから、それぞれの障がいの特性に配慮した支援を行う必要があります。 	
をなくす取組み」、「地域生活への移行支援・地域生活支援」、「家族に対する支援」、「障がい特性に配慮した支援」の4つの課題を踏まえて、第5期計画を策定する必要があります。	をなくす取組み」、「地域生活への移行支援・地域生活支援」、「家族に対する支援」、「障がい特性に配慮した支援」の4つの課題を踏まえて、第5期計画を策定する必要があります。	
→ 詳細については、資料編○○○ページ「VI 第4期熊本県障がい者計画の総括」参照	→ 詳細については、資料編○○○ページ「VI 第4期熊本県障がい者計画の総括」参照	

見直し前	中間見直し後(案)
	第5期計画策定後の動き(中間見直し時点) V 第5期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」の進捗状況
	第5期計画の計画期間(平成27年度~平成32年度:6年間)のうち、平成28年
	度末現在(2年経過時点)における数値目標の達成状況は、表(1~5)のとおりです。
	No.8「発達障がい者支援センターが行う支援者養成連続講座修了者数」など8項目
	が既に目標を達成し、全体の約49%に当たる17項目が達成率80%以上となってい
	ます。
	しかしながら、達成状況が20%以下の項目や、策定当時から数値が減少している項
	目もあり、更なる取組みの強化や、数値目標の見直しが必要な項目もあります。
	中間見直しでは、目標を達成している項目や、目標年度を平成29年度末としている
	項目についても新たな目標設定を行う必要があります。
	■ 第5期計画の数値目標(35項目)の達成状況(表1)
	達成率50%未満 達成率100%以上
	5項目:14.3%
	達成率80%未満 達成率100%未満
	50%以上 80%以上
	13項目:37.1%
	■ 達成率が100%以上の数値目標(表2)
	No 項目 単位 H25年度末 (策定時) H28年度末 実績 達成 状況 H32年度末 (目標値) の 発達障がい者支援センターが行う支援者養成連続講座修了者 累計 01 222 150.00
	11 強度行動陣かい文法有養成財修修「有数
	12 厚かい者の受人れ圏科医療機関(病院・診療所)の数 か所 184 276 130.2% (H29年度末) 60.0
	(H30年度末) 10
	(H28年度末) (H28年度末) か
	(H27年度末)

※平成28年度末時点の数字が未確定の項目は、平成27年度末時点の数値を記載しています。(*印の項目。表4も同様)

32.1

107.0%

34 乗合バスのうちノンステップバスの割合*

 見直し前	中間見	直し後	(案)				備
	■達成率が100%未満80%以上の数	女値目標 かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしゅう しゅうしゅう かんしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅうしゃ しゅうしゅう しゅうしゃ しゅう	票(表3)				
	No	単位	H25年度末 (策定時)	H28年度末 実績	達成 状況	H32年度末 (目標値)	
	3 入院中の精神障がい者の入院3ヶ月時点の退院率	%	60.2 (H24年度末)	59.6	93.1%	64.0 (H29年度末)	
	4 入院中の精神障がい者の入院1年時点の退院率	%	88.1 (H24年度末)	89	97.8%	91.0 (H29年度末)	
	10 医療型短期入所事業所及び医療的ケアに対応できる日中一時 支援事業所の数	か所	7(5圏域)	12(9圏域)	81.8%	各圏域(11圏域) に1か所以上	
	19 障害者就業・生活支援センター利用者の就職後の定着率	%	77.2	82.1	98.9%	83.0	
	21 就労継続支援B型の平均工賃月額	円	13,648	13,924	88.1%	15,800 (H29年度末)	
	22 点訳・朗読奉仕員養成研修修了者数	累計 人数	1,347	1,395	91.7%	1,522	
	事前協議対象建物のうち計画段階で事前協議が行われた建築物の割合	%	71.3	86.5	86.5%	100	
	事前協議対象建物のうち事前協議済み通知書が交付された建築物の累計数	件数	1,946	2,649	80.3%	3,300	
	県が管理する道路のうち、歩道整備計画における歩道のバリアフリー整備延長割合	%	64.2	76	84.4%	90.0	
	■達成率が80%未満50%以上の数値		(表4) H25年度末	H28年度末	達成	H32年度末	
	No 項目	単位	(策定時)	実績	状況	(目標値)	
	5 本	%0	2.0	14.0	77.8%	(H29年度末) 778	
	6 就労移行支援事業の利用者数	年間 人数	486	397	51.0%	(H29年度末) 50.0	
	77 業所の割合 *	% 累計	30.2	33.9	67.8%	(H29年度末)	
	9 ペアレントメンター登録者数	人数	24	38	76.0%	50	
	14 教員の特別支援教育に関する研修受講率*	%	70.0	70.4	70.4%	100	
	16 ハローワークにおける障がい者の就職件数 障害者就業・生活支援センター利用者の一般事業所への就職	件数	1,950	1,894	71.5%	2,650	
	'	件 件数 累計	208	215	75.2%	286	
	23 手話奉仕員養成研修修了者数	人数累計	551	746	62.8%	1,188	
	25 盲ろう者通訳・介助員養成研修修了者数						
		人数	38	67	62.0%	108	
	26 避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)策定市町村数		_	25	55.6%	45	
	26 避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)策定市町村数 27 移動支援事業(市町村地域生活支援事業)利用者数	大数 市町村 年間 人数	4,631	25 4,136	55.6% 63.5%	6,516	
	26 避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)策定市町村数 27 移動支援事業(市町村地域生活支援事業)利用者数 32 県営住宅におけるUD対応住宅の割合	人数 市町村 年間 人数 %	4,631 22.5	25 4,136 25.5	55.6% 63.5% 63.8%	45 6,516 40.0	
	26 避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)策定市町村数 27 移動支援事業(市町村地域生活支援事業)利用者数	大数 市町村 年間 人数	4,631	25 4,136	55.6% 63.5%	6,516	
	26 避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)策定市町村数 27 移動支援事業(市町村地域生活支援事業)利用者数 32 県営住宅におけるUD対応住宅の割合	人数 市町村 年間 人数 %	- 4,631 22.5 37.9	25 4,136 25.5 39.5	55.6% 63.5% 63.8% 79.0%	45 6,516 40.0 50.0	
	26 避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)策定市町村数 27 移動支援事業(市町村地域生活支援事業)利用者数 32 県営住宅におけるUD対応住宅の割合 35 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度	人数 市町村 年間 人数 %	4,631 22.5	25 4,136 25.5	55.6% 63.5% 63.8%	45 6,516 40.0	
	26 避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)策定市町村数 27 移動支援事業(市町村地域生活支援事業)利用者数 32 県営住宅におけるUD対応住宅の割合 35 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度 ■達成率が50%未満の数値目標(表 を	人数 市町村 年人数 % %	- 4,631 22.5 37.9	25 4,136 25.5 39.5	55.6% 63.5% 63.8% 79.0%	45 6,516 40.0 50.0	
	26 避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)策定市町村数 27 移動支援事業(市町村地域生活支援事業)利用者数 32 県営住宅におけるUD対応住宅の割合 35 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度 ■達成率が50%未満の数値目標(表 を) No 項目	人数 市町村 年間 人数 % %	- 4,631 22.5 37.9 H25年度末 (策定時)	25 4,136 25.5 39.5	55.6% 63.5% 63.8% 79.0%	45 6,516 40.0 50.0 H32年度末 (目標値) 298	
	26 避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)策定市町村数 27 移動支援事業(市町村地域生活支援事業)利用者数 32 県営住宅におけるUD対応住宅の割合 35 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度 ■ 達成率が50%未満の数値目標 (表を) No 項目 1 福祉施設入所者の地域生活への移行者数	人数 市町村 年人数 % % 第 9 9 9 9 9 1 1 1 1 2 3 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4	- 4,631 22.5 37.9 H25年度末 (策定時)	25 4,136 25.5 39.5 H28年度末 実績 87	55.6% 63.5% 63.8% 79.0% 達成 状況 29.2%	45 6,516 40.0 50.0 H32年度末 (目標値) 298 (H29年度末) 120	
	26 避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)策定市町村数 27 移動支援事業(市町村地域生活支援事業)利用者数 32 県営住宅におけるUD対応住宅の割合 35 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度 ■ 達成率が50%未満の数値目標 (表 を	人数 市町村 年人数 % % % り 単 工 大 果人 工 大 ス 大 ス 大 ス れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ	- 4,631 22.5 37.9 H25年度末 (策定時)	25 4,136 25.5 39.5 H28年度末 実績 87 28	55.6% 63.5% 63.8% 79.0% 達成 状況 29.2% 23.2%	45 6,516 40.0 50.0 H32年度末 (目標値) 298 (H29年度末) 120 (H29年度末)	

	中間見直し後(案)	備考
第4章	第4章	
分野別施策	分野別施策	
I 地域生活支援	I 地域生活支援	
Ⅱ 保健 • 医療	Ⅱ 保健 • 医療	
□ 教育、文化芸術活動・スポーツ	Ⅲ 教育、文化芸術活動・スポーツ	
IV 雇用・就業、経済的自立の支援	IV 雇用・就業、経済的自立の支援	
V 情報アクセシビリティ	V 情報アクセシビリティ	
VI 安心•安全	VI 安心 • 安全	
	Ⅷ 生活環境	

施策分野I

地域生活支援



施策の方向性

- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、地域移行の受け皿となる居住の場の確保や、日常生活を支える障害福祉サービスの充実を図ります。
- 相談支援体制の充実とともに、サービスを提供する人材の確保や資質向上など サービス提供体制の充実を図ります。
- 障がいごとにニーズが多様化していることから、障がいの特性に配慮した地域 生活支援の充実を図ります。

(1) 地域移行•地域定着

① 施設入所者等の地域移行支援・地域定着支援

障がい者が入所施設等から地域生活へ円滑に移行し、安心した地域生活を継続して 送ることができるよう、障害福祉サービスの提供体制の整備を図ります。

また、障害福祉サービスについては、市町村と連携し、障がい福祉計画に沿った計画的な整備を図ります。

② 精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援

精神科病院に入院している精神障がい者について、以下のような取組みを通して、 地域生活への移行を推進するとともに、精神障がい者が地域で安心して生活できる体 制の整備を図ります。

- ○訪問系サービスの充実や地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の提供体制の整備
- ○精神科医、看護職員、精神保健福祉士、心理職等の人材育成や連携体制の構築
- ○地域生活への移行のための受け皿 (グループホーム等) の整備や高齢者向け住ま い等の活用

施策分野I

地域生活支援



施策の方向性

- <u>障がいのある人をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、行政、</u> 関係団体、住民等による重層的な支援体制の整備を通して、「くまもと暮らし安心 システム」(※) の構築を推進します。
- 地域移行の受け皿となる居住の場の確保や、日常生活を支える障害福祉サービスの充実を図ります。
- 相談支援体制の充実とともに、サービスを提供する人材の確保や資質向上など サービス提供体制の充実を図ります。
- 障がいごとにニーズが多様化していることから、障がいの特性に配慮した地域 生活支援の充実を図ります。

(※) くまもと暮らし安心システム

障がいのある人や高齢者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・生活支援などが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」に加え、住民参加による地域福祉の取組みなどを、「くまもと暮らし安心システム」として一体的に推進するもの。

(1) 地域移行•地域定着

① 施設入所者等の地域移行支援・地域定着支援

障がい者が入所施設等から地域生活へ円滑に移行し、安心した地域生活を継続して 送ることができるよう、障害福祉サービスの提供体制の整備を図ります。

また、障害福祉サービスについては、市町村と連携し、障がい福祉計画に沿った計画的な整備を図ります。

② 精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、関係機関との連携体制の整備や基盤整備により、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。

- ○障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、関係 者の重層的な連携による支援体制を構築する。
- ○地域の精神保健医療福祉体制を整備し、地域生活の移行を進める。

見直し前	中間見直し後(案)	備考
○福祉、保健、医療の関係機関の連携による相談支援体制の強化や就業の機会の確保		
○精神障がいの理解促進を図るための家族向け講習会や家族会による相談会の開催、		
家族会活動のリーダー育成		
	③ 自立生活の援助	
	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障が	
	<u>い者や精神障がい者などについて、定期的な巡回訪問や随時の対応を行うサービスの</u>	

③ 地域生活支援拠点の整備等

障がいの重度化や障がい者の高齢化、更には親亡き後も見据え、障がい者の地域生 活の拠点として、障害者支援施設やグループホーム等における居住支援のための機能 (緊急時の受け入れ・対応、コーディネーターの配置など地域の体制づくり等) の整 備を図ります。

また、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害者支援施設等が 持つノウハウや、人材、施設・設備等の資源を活用し、地域における様々なニーズに 対応する取組みを推進します。

④ グループホームの整備

障がい者が地域で安心して生活できるよう、新設や改修に係る経費の補助等を通し て、グループホーム(共同生活援助)の整備を図ります。

(2) 日常生活

① 訪問系サービスの充実

障がい者の家庭での生活を支援するため、居宅介護等のホームヘルプサービスの量 的充実を図るとともに、従事者に対して、障がいの特性に応じた、より専門性の高い 研修を行うなど、質的充実を図ります。

② 日中活動系サービスの充実

在宅の障がい者が地域で安心して生活し、社会参加ができるよう、短期入所(ショ ートステイ)、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続 支援(A型・B型)等の日中活動系サービスの充実を図ります。

③ 日中一時支援事業の充実

障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護してい る家族の一時的な休息が図られるよう、「日中一時支援事業」を実施する市町村を支援 します。

④ 日常生活用具の給付

重度障がい者等の日常生活上の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的として 日常生活用具の給付又は貸与を行う「日常生活用具給付等事業」が円滑に行われるよ う、市町村を支援します。

提供をとおして、本人の意思を尊重した地域生活を文援します。

④ 地域生活支援拠点の整備等

障がいの重度化や障がい者の高齢化、更には親亡き後も見据え、障がい者の地域生 活の拠点として、障害者支援施設やグループホーム等における居住支援のための機能 (緊急時の受け入れ・対応、コーディネーターの配置など地域の体制づくり等) の整 備を図ります。

また、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害者支援施設等が 持つノウハウや、人材、施設・設備等の資源を活用し、地域における様々なニーズに 対応する取組みを推進します。

⑤ グループホームの整備

障がい者が地域で安心して生活できるよう、新設や改修に係る経費の補助等を通し て、グループホーム(共同生活援助)の整備を図ります。

(2)日常生活

① 訪問系サービスの充実

障がい者の家庭での生活を支援するため、居宅介護等のホームヘルプサービスの量 的充実を図るとともに、従事者に対して、障がいの特性に応じた、より専門性の高い 研修を行うなど、質的充実を図ります。

② 日中活動系サービスの充実

在宅の障がい者が地域で安心して生活し、社会参加ができるよう、短期入所(ショ ートステイ)、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続 支援(A型・B型)、就労定着支援等の日中活動系サービスの充実を図ります。

③ 日中一時支援事業の充実

障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護してい る家族の一時的な休息が図られるよう、「日中一時支援事業」を実施する市町村を支援 します。

④ 日常生活用具の給付

重度障がい者等の日常生活上の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的として 日常生活用具の給付又は貸与を行う「日常生活用具給付等事業」が円滑に行われるよ う、市町村を支援します。

見直し前	中間見直し後(案)	備考

(3) 相談支援

① 相談支援体制の充実

地域の特性に応じて多様な相談支援が行えるよう、以下の取組みを通して、相談支援体制の充実を図ります。

- ○県自立支援協議会と地域自立支援協議会との連携のもと、障がい保健福祉圏域(※) 単位での相談支援事業者間の情報交換
- ○地域自立支援協議会と地域の相談機関との連携・情報共有

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置が進むよう、市町村の取組みを支援します。

(※) 障がい保健福祉圏域

単独の市町村域では対応困難な各種サービスを市町村域を越えて計画的・広域的に提供することを目的に設定。保健、医療等との連携を図る観点から、第6次熊本県保健医療計画に定める二次保健医療圏と同一の県内11の圏域(熊本市の区域及び広域本部・地域振興局の所管区域)。

② 相談支援専門員の養成

指定相談支援事業所における相談支援専門員を計画的に養成します。

また、相談支援専門員がサービス等利用計画・障害児支援利用計画を円滑に作成し、 障がい児・者の多様なニーズへの対応や、障がい児・者の家族への適切な相談支援が できるよう、各種研修を通して専門性の向上を図ります。

③ 身体・知的障がい者相談員及び民生委員・児童委員の養成

身体・知的障がい者相談員及び民生委員・児童委員が、地域で障がい者の身近な相談相手としての役割を担えるよう、研修等を通して人材の育成及び資質向上を図ります。

④ 当事者や家族による相談活動及び交流活動の推進

同じような悩みや経験を持つ当事者や家族による相談活動や、当事者や家族同士が 互いに支えあう交流活動を推進します。

⑤ 意思決定支援の取組の充実

日常生活や社会生活等において障がいのある人の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害福祉サービス事業者等における意思決定支援の取組の充実を図ります。

(3)相談支援

① 相談支援体制の充実

地域の特性に応じて多様な相談支援が行えるよう、以下の取組みを通して、相談支援体制の充実を図ります。

- ○県自立支援協議会と地域自立支援協議会との連携のもと、障がい保健福祉圏域(※) 単位での相談支援事業者間の情報交換
- ○地域自立支援協議会と地域の相談機関との連携・情報共有

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置が進むよう、市町村の取組みを支援します。

(※) 障がい保健福祉圏域

単独の市町村域では対応困難な各種サービスを市町村域を越えて計画的・広域的に提供することを目的に設定。保健、医療等との連携を図る観点から、第<u>7</u>次熊本県保健医療計画に定める二次保健医療圏と同一の県内<u>10</u>の圏域(<u>熊本・上益城、宇城、有明、鹿本、</u>菊池、阿蘇、八代、芦北、球磨、天草)。

② 相談支援専門員の養成

指定相談支援事業所における相談支援専門員を計画的に養成します。

また、相談支援専門員がサービス等利用計画・障害児支援利用計画を円滑に作成し、 障がい児・者の多様なニーズへの対応や、障がい児・者の家族への適切な相談支援が できるよう、各種研修を通して専門性の向上を図ります。

③ 身体・知的障がい者相談員及び民生委員・児童委員の養成

身体・知的障がい者相談員及び民生委員・児童委員が、地域で障がい者の身近な相談相手としての役割を担えるよう、研修等を通して人材の育成及び資質向上を図ります

④ 当事者や家族による相談活動及び交流活動の推進

同じような悩みや経験を持つ当事者や家族による相談活動や、当事者や家族同士が 互いに支えあう交流活動を推進します。

見直し前の中間見直し後(案)の中間見直し後(案)の場合を持ち

障害福祉サービス等の体系

	原合抽位り一し入寺の本永						
	サービス名	対象	Ŕ	内容			
壁	共同生活援助(グループホーム)	者		夜間や休日、共同生活を行う住居で、日常生活上の援助や入浴、排せつ、食事の介 護及び相談等を行う			
系	施設入所支援	者		施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う			
	居宅介護(ホームヘルプ)	者	児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う			
*	重度訪問介護	耆		重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者もしくは精神障がいにより行動上著し い困難を有する障がい者であって、常時介護を要する人に、自宅で、入浴、排せ つ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う			
訪問 系	同行援護	者	児	視覚障がいにより、移動に著しい困難のある人が外出するときに、必要な情報提供 や移動の援護等の外出支援を行う			
	行動振護	者	児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な 支援や外出支援を行う			
	重度障害者等包括支援	耆	児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行う			
	短期入所(ショートステイ)	者	児	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間(夜間も含めて)、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う			
	療養介護	者		医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介 護及び日常生活の世話を行う			
	生活介護	者		常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、 創作的活動又は生産活動の機会を提供する			
日中活動	自立訓練(機能訓練)	者		自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行う			
系	自立訓練(生活訓練)	者		自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上の ために必要な支援や訓練を行う			
	就労移行支援	者		一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上 のために必要な訓練を行う			
	就労継続支援(A型)	耆		一般企業等での就労が困難な人を雇用して、就労する機会を提供するとともに、能 力等の向上のために必要な訓練を行う			
	就労継続支援(B型)	者		一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向 上のために必要な訓練を行う			
	計画相談支援	者	児	【サービス利用支援】 ・サービス申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画素を作成 【継続サービス利用支援】 ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)			
相談支援	障害児相談支援		児	【障害児支援利用援助】 ・障害児通所支援の申請に係る給付決定前に、利用計画素を作成 【継続障害児支援利用援助】 ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)			
	她域相談支援 (者		住居の確保など地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う			
	她域相談支援 (地域定體支援)	者		常時、連絡体制を確保し、噂がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相 談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など緊急時の各種支援を行う			
	児童発達支援		児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等 の支援を行う			
障害児	医療型児童発達支援		児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等 の支援及び治療を行う			
通所 支援	放課後等デイサービス		児	授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向 上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行う			
	保育所等訪問支援		児	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応 のための専門的な支援等を行う			
障害児	福祉型障害児入所施設		児	施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与 を行う			
入所 支援	医療型障害児入所施設		児	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の 指導及び知識技能の付与並びに治療を行う			

※表中の「者」は「障がい者」、「児」は「障がい児」

障害福祉サービス等の体系

	サービス名	対象		内 容		
居住	自立生活援助	者		意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により必要な支援を行う		
支援・上居住	共同生活援助(グループホーム)	者		夜間や休日、共同生活を行う住居で、日常生活上の援助や入浴、排せつ、食事のが護及び相談等を行う		
系	施設入所支援	者		施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う		
	居宅介護(ホームヘルプ)	者	児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う		
-+-00	重度訪問介護	者		重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う		
訪問系	同行援護	者	児	視覚障がいにより、移動に著しい困難のある人が外出するときに、必要な情報提供 や移動の援護等の外出支援を行う		
	行動援護	者	児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う		
	重度障害者等包括支援	者	児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行う		
	短期入所(ショートステイ)	者	児	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間(夜間も含めて)、施設で、入浴、抗せつ、食事の介護等を行う		
	療養介護	者		医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、1 護及び日常生活の世話を行う		
	生活介護	者		常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、 創作的活動又は生産活動の機会を提供する		
	自立訓練(機能訓練)	者		自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行う		
日中活動	自立訓練(生活訓練)	者		自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援や訓練を行う		
系	就労移行支援	者		一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向」 のために必要な訓練を行う		
	就労継続支援(A型)	者		- 一般企業等での就労が困難な人を雇用して、就労する機会を提供するとともに、 お等の向上のために必要な訓練を行う		
	就労継続支援(B型)	者		一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等のF 上のために必要な訓練を行う		
	就労定着支援	<u>者</u>		一般就労に移行した人が就労に伴う生活面の課題に対応するため、事業所・家族と の連絡調整等の支援を行う		
	計画相談支援	者	児	【サービス利用支援】 ・サービス申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成 【継続サービス利用支援】 ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)		
相談支援	障害児相談支援		児	【障害児支援利用援助】 ・障害児通所支援の申請に係る給付決定前に、利用計画案を作成 【継続障害児支援利用援助】 ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)		
	地域相談支援(地域移行支援)	者		住居の確保など地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う		
	地域相談支援(地域定着支援)	者		常時、連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など緊急時の各種支援を行う		
	児童発達支援		児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う		
障害	医療型児童発達支援		児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行う		
児 通所	放課後等デイサービス		児	授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力に 上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行う		
支援	居宅訪問型児童発達支援		児	<u>障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う</u>		
	保育所等訪問支援		児	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適同のための専門的な支援等を行う		
障害児	福祉型障害児入所施設		児	施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う		

※表中の「者」は「障がい者」、「児」は「障がい児」

見直し前の中間見直し後(案)の中間見直し後(案)の関係を表現して、一個考し、一個考し、一個表現の表現を表現し、一般を表現り、一般を表現し、一般を表現し、一般を表現し、一般を表現し、一般を表現し、一般を表現し、一般を表現り、一体の、一般を表現り、一般を表現を表現り、一体のもの。

(4)サービス提供体制

① サービスを提供する人材の確保

関係機関との連携のもと、以下のような取組みを通して、介護職員をはじめ、看護職員、保育士の安定的な確保及び定着を図ります。

○多様な人材の参入促進

学生に対する修学資金の貸付や、学生や離職者に対する職場体験の実施、介護職等の魅力を伝える広報によるイメージアップなど

○マッチング機能の強化

ハローワーク等の関係機関との連携強化による求人求職情報の発信や、就労へ のマッチング など

○定着支援

研修等の実施によるキャリアアップの支援 など

② サービス管理責任者等の養成及び資質向上

障害福祉サービス事業所等に配置が義務づけられているサービス管理責任者・児童 発達支援管理責任者の養成を行うとともに、資質向上を図ります。

③ 障害支援区分認定調査員等の資質向上

障害支援区分認定が適正に行われるよう、障害支援区分認定調査員、市町村審査会 委員、医師意見書を記載する主治医等に対して研修を行い、資質向上を図ります。

④ サービスの質を高める取組みの促進

サービスの質の確保及び質の向上を図るため、障害福祉サービス事業所等に対する指導を適切に実施します。

また、福祉サービスの質の向上や利用者の適切なサービス選択につながる「福祉サービス第三者評価制度」(※)の普及啓発を図ります。

併せて、県社会福祉協議会に設置している福祉サービス運営適正化委員会等の苦情解決制度の周知を図るとともに、サービス提供事業所内での苦情処理体制の整備促進を図り、利用者からの苦情が迅速・的確に解決できる体制の充実に取り組みます。

(※) 福祉サービス第三者評価制度

社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質を、当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関(評価機関)が専門的かつ客観的な立場から評価する制度。

(4)サービス提供体制

① サービスを提供する人材の確保

関係機関との連携のもと、以下のような取組みを通して、介護職員をはじめ、看護職員、保育士の安定的な確保及び定着を図ります。

○多様な人材の参入促進

学生に対する修学資金の貸付や、学生や離職者に対する職場体験の実施、介護職等の魅力を伝える広報によるイメージアップなど

○マッチング機能の強化

ハローワーク等の関係機関との連携強化による求人求職情報の発信や、就労へ のマッチング など

○定着支援

研修等の実施によるキャリアアップの支援 など

② サービス管理責任者等の養成及び資質向上

障害福祉サービス事業所等に配置が義務づけられているサービス管理責任者・児童 発達支援管理責任者の養成を行うとともに、資質向上を図ります。

③ 障害支援区分認定調査員等の資質向上

障害支援区分認定が適正に行われるよう、障害支援区分認定調査員、市町村審査会委員、医師意見書を記載する主治医等に対して研修を行い、資質向上を図ります。

4 サービスの質を高める取組みの促進

サービスの質の確保及び質の向上を図るため、障害福祉サービス事業所等に対する 指導や研修を適切に実施します。

また、福祉サービスの質の向上や利用者の適切なサービス選択につながる「福祉サービス第三者評価制度」(※)の普及啓発を図ります。

併せて、県社会福祉協議会に設置している福祉サービス運営適正化委員会等の苦情解決制度の周知を図るとともに、サービス提供事業所内での苦情処理体制の整備促進を図り、利用者からの苦情が迅速・的確に解決できる体制の充実に取り組みます。

(※) 福祉サービス第三者評価制度

社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質を、当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関(評価機関)が専門的かつ客観的な立場から評価する制度。

(5) 障がい特性に配慮した地域生活支援

【発達障がい】

① 発達障がい者支援センター等による総合的な支援

県全域において身近な地域で適切な相談支援が受けられるよう、県内3つの発達障がい者支援センターやこども総合療育センター、児童発達支援センター等の関係機関が連携し、発達障がい児(者)のライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の充実を図ります。

発達障がい者支援センターにおいては、広く県民を対象とした講演会の開催等を通して発達障がいの理解を促進するとともに、発達障がい児(者)やその家族を支援している保育士、教員、施設職員等を対象に専門的なプログラムによる講座を実施し、関係機関におけるリーダーとなる支援者を養成します。

発達障がい児(者)がライフステージを移行する際には、発達障がいの特性やこれまでの支援方法等に関する情報が学校の教員等の支援者に適切に伝達されるよう、また、同じライフステージ内でも福祉、保健、医療、教育、労働等の各関係機関の間で情報を共有するために、成長の過程等を記録したサポートファイル等の活用を図ります。

② 発達障がいについての医療体制の整備

発達障がい医療センター(熊本大学医学部附属病院に委託)において、地域における診療の実践・研究や症例検討会等を実施することで、地域において発達障がいを診療する医師を確保する取組みを進めます。

併せて、発達障がいを診療できる医師を養成するための研修システムを整備します。

③ 発達障がい児(者)の家族への支援の充実

発達障がいのある子どもを育てた経験がある保護者を研修等により「ペアレントメンター」として養成し、発達障がいの診断を受けて間もない子どもの保護者に寄り添った支援をすることで、保護者の不安感を軽減する取組みを進めます。

(5) 障がい特性に配慮した地域生活支援

【発達障がい】

① 発達障がい者支援センター等による総合的な支援

県全域において身近な地域で適切な相談支援が受けられるよう、県内3つの発達障がい者支援センターやこども総合療育センター、児童発達支援センター等の関係機関が連携し、発達障がい児(者)のライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の充実を図ります。

発達障がい者支援センターにおいては、広く県民を対象とした講演会の開催等を通して発達障がいの理解を促進するとともに、発達障がい児(者)やその家族を支援している保育士、教員、施設職員等を対象に専門的なプログラムによる講座を実施し、関係機関におけるリーダーとなる支援者を養成します。

発達障がい児(者)がライフステージを移行する際には、発達障がいの特性やこれまでの支援方法等に関する情報が学校の教員等の支援者に適切に伝達されるよう、また、同じライフステージ内でも福祉、保健、医療、教育、労働等の各関係機関の間で情報を共有するために、成長の過程等を記録したサポートファイル等の活用を図ります。

② 発達障がいについての医療体制の整備

発達障がい医療センターにおいて、地域<u>医療機関に対する適切な発達障がいの知識・技術を習得するための研修、診療・診察への陪席、症例検討会等を行い、発達障がいを診断できる医師の増加を図ります。</u>

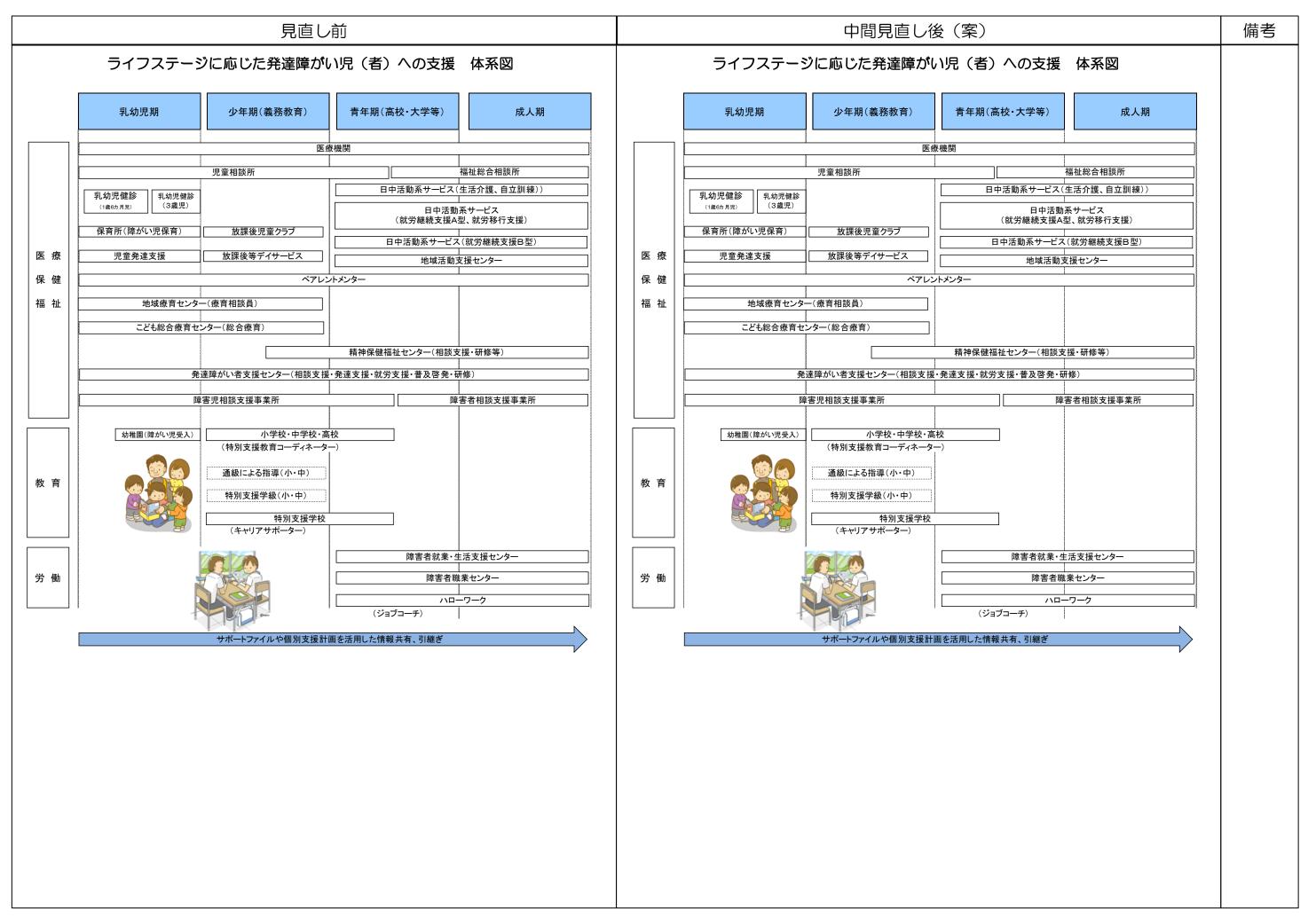
また、円滑な受診に繋げるため、地域療育ネットワーク会議等の活用により各圏域における医療、福祉、行政等の連携等を進めるとともに、小児科医と精神科医の診療の役割分担と連携を推進し、県内全圏域で、地域の実情に応じた発達障がいに対応できる医療体制を整備します。

<u>これらの取組みにより、身近な地域で発達障がいの診療が可能となる体制を構築し</u>ます。

③ 発達障がい児(者)の家族への支援の充実

発達障がいのある子どもを育てた経験がある保護者を研修等により「ペアレントメンター」として養成し、発達障がいの診断を受けて間もない子どもの保護者に寄り添った支援をすることで、保護者の不安感を軽減する取組みを進めます。

<u>また、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、</u> <u>地域の支援者(保育士、保健師等)が効果的に支援できるペアレントプログラム等を</u> 実施し、保護者支援の充実を図ります。



【重症心身障がい】

④ 重症心身障がい児(者)への支援

医療依存度の高いNICUからの退院児が在宅等で生活できるように、NICU医療機関の支援コーディネーターと保健師等の地域支援者が連携を図りながら、円滑な在宅移行・在宅療養支援の取組みを進めます。

また、小児等の在宅医療を担う医療機関や訪問看護ステーション等の関係機関の医療的ケアの質の向上や関係機関の連携強化により、心身に重度、重複の障がいがある 重症心身障がい児(者)に対する在宅療養支援体制の充実を図ります。

⑤ 重症心身障がい児(者)の家族への支援の充実

在宅の重症心身障がい児(者)に対して、居宅介護、短期入所、日中一時支援、児 童発達支援等を提供することで、家族へのレスパイトを促進できるよう、障がい児(者) が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

併せて、日中一時支援事業所において、医療的ケアが必要な重度の障がい児(者) の預かりが促進されるよう、市町村を支援します。

また、特に医療的ケアを必要とする重度の障がい児(者)を受け入れることができる医療型の短期入所事業所の設置促進のための支援を行います。

【医療的ケア児(※)及び重症心身障がい】

④ 医療的ケア児及び重症心身障がい児(者)への支援

<u>医療的ケアが必要なNICU</u>(新生児集中治療室)等からの退院児が在宅等で生活できるように、<u>医療機関内の支援者</u>と保健師等の地域支援者が連携を図りながら、円滑な在宅移行・在宅療養支援の取組みを進めます。

また、NICU退院児等の在宅移行を支援するため、小児訪問看護ステーション相 <u>談支援センターや小児在宅医療支援センターが中心となり、地域の多職種や中核とな</u> る病院、市町村等との連携を強化します。

さらに、医療的ケア児及び重症心身障がい児(者)が地域で安心して暮らしていけるよう、日中の支援を行う児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各圏域に少なくとも1か所以上設置します。

併せて、医療的ケア児等に対する支援を総合調整するコーディネーターや、保育、 学校、事業所などでの支援者の養成を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携を図るため、協議の場の設置を推進します。

(※) 医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと。

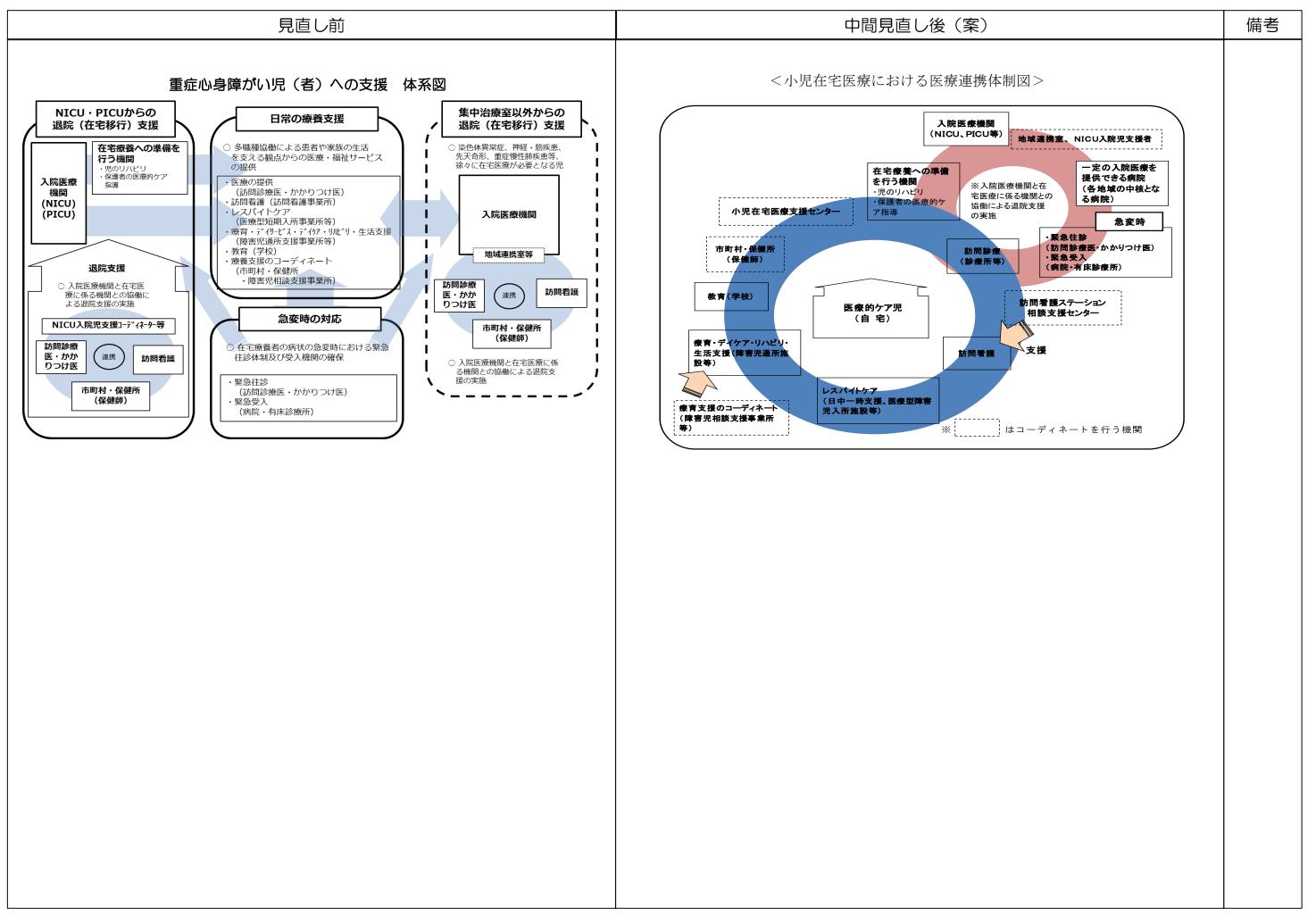
<参考:重症心身障害と医療的ケアの違い>

	医療依存度	肢体不自由	知的障がい
重症心身障	医療依存度が高い者と	重度の肢体不自由である	重度の知的障がいである
害(重心)	低い者が混在(医療依存	<u>ことが条件</u>	<u>ことが条件</u>
	度は条件ではない)		
医療的ケア	例外なく医療依存度が	肢体不自由であるとは限	重度の知的障がいである
(高度医療	極めて高い	らない(内部機能障害な	とは限らない (知的障害
依存)		どの者も)_	は軽度またはない者も)

⑤ 医療的ケア児及び重症心身障がい児(者)の家族への支援の充実

在宅の<u>医療的ケア児及び</u>重症心身障がい児(者)に対して、居宅介護、短期入所、 日中一時支援、児童発達支援等を提供することで、家族へのレスパイトを促進できる よう、障がい児(者)が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。 併せて、日中一時支援事業所において、医療的ケアが必要な重度の障がい児(者) の預かりが促進されるよう、市町村を支援します。

また、特に医療的ケアを必要とする重度の障がい児(者)を受け入れることができる医療型の短期入所事業所の設置促進のための支援を行います。



見直し前

【強度行動障がい】

⑥ 強度行動障がいのある人への対応

強度行動障がいのある人の特性や、発現に至る背景等を理解し、適切な支援を行うことができるよう、障害福祉サービス事業所等の職員に対して支援方法等の研修を行います。研修では、実践的な事例の検討を行いながら、職員の支援技術の向上を図ることにより、強度行動障がいのある人の生活の質の向上に取り組みます。

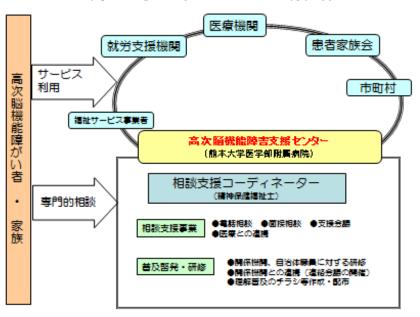
【高次脳機能障がい】

⑦ 高次脳機能障害支援センターによる支援

高次脳機能障害支援センター(熊本大学医学部附属病院に委託)において、電話や 面接により障がい者本人や家族、医療機関等からの相談を受け、支援を行うとともに、 市町村職員等に対する研修等を行います。

併せて、地域の福祉・保健・医療関係者の高次脳機能障がいの一層の理解促進と、 地域のネットワークの強化に取り組みます。

高次脳機能障がい者への支援 体系図



【強度行動障がい】

⑥ 強度行動障がいのある人への対応

強度行動障がいのある人の特性や、発現に至る背景等を理解し、適切な支援を行うことができるよう、障害福祉サービス事業所等の職員に対して支援方法等の研修を行います。研修では、実践的な事例の検討を行いながら、職員の支援技術の向上を図ることにより、強度行動障がいのある人の生活の質の向上に取り組みます。

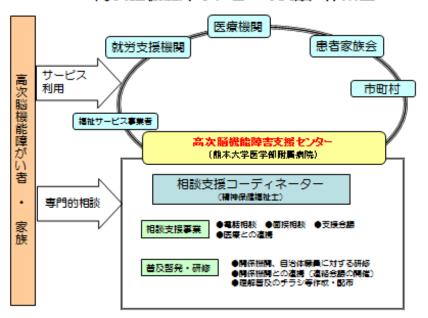
【高次脳機能障がい】

⑦ 高次脳機能障害支援センターによる支援

高次脳機能障害支援センター(熊本大学医学部附属病院に委託)において、電話や面接により障がい者本人や家族、医療機関等からの相談を受け、支援を行うとともに、 市町村職員等に対する研修等を行います。

併せて、地域の福祉・保健・医療関係者の高次脳機能障がいの一層の理解促進と、 地域のネットワークの強化に取り組みます。

高次脳機能障がい者への支援 体系図



【難病】

8 難病患者に対する障害福祉サービス等の適切な提供

新たに障害福祉サービス等の支給対象となった難病患者に対し、障害福祉サービス等を適切に提供するため、市町村等を通して障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する制度の周知を行います。

また、病状の変化や進行等の難病の特性に配慮しながら適正な認定業務が行われるよう、障害支援区分認定調査員研修会や市町村審査会委員研修会、主治医研修会において、難病患者に対する調査方法等について理解促進を図ります。

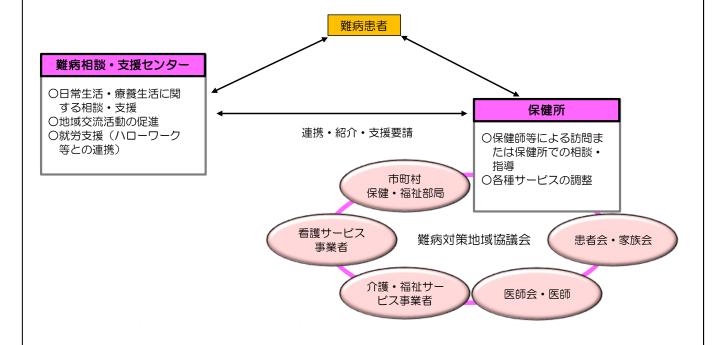
⑨ 保健所及び難病相談・支援センター等による支援

各保健所において、難病患者やその家族の療養上の不安を解消するととともに、適切な在宅療養生活ができるよう、訪問相談、医療相談等による個別支援の実施や、当事者や家族同士が互いに支え合う体制づくりを進めていきます。

併せて、「難病対策地域協議会」により、関係者の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた支援体制の整備を図ります。

また、難病相談・支援センターにおいて、難病患者やその家族の悩み、不安等を解消し、療養生活の質の維持向上を図るため、日常生活上の相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行うとともに、地域交流活動、就労支援、講演会や研修会等を実施します。

保健所と難病相談・支援センターによる難病患者への支援体制 イメージ図



【難病】

⑧ 難病患者に対する障害福祉サービス等の適切な提供

新たに障害福祉サービス等の支給対象となった難病患者に対し、障害福祉サービス等を適切に提供するため、市町村等を通して障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する制度の周知を行います。

また、病状の変化や進行等の難病の特性に配慮しながら適正な認定業務が行われるよう、障害支援区分認定調査員研修会や市町村審査会委員研修会、主治医研修会において、難病患者に対する調査方法等について理解促進を図ります。

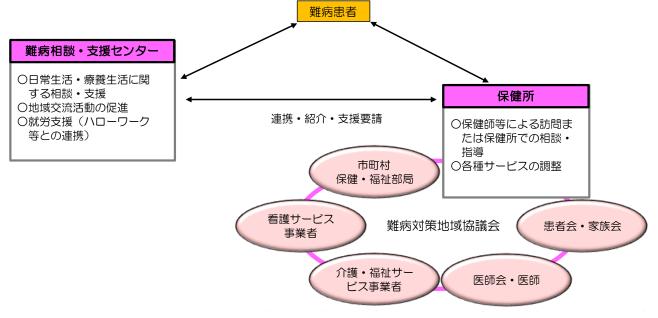
9 保健所及び難病相談・支援センター等による支援

各保健所において、難病患者やその家族の療養上の不安を解消するととともに、適切な在宅療養生活ができるよう、訪問相談、医療相談等による個別支援の実施や、当事者や家族同士が互いに支え合う体制づくりを進めていきます。

併せて、「難病対策地域協議会」により、関係者の連携の緊密化を図り、地域の実情 に応じた支援体制の整備を図ります。

また、難病相談・支援センターにおいて、難病患者やその家族の悩み、不安等を解消し、療養生活の質の維持向上を図るため、日常生活上の相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行うとともに、地域交流活動、就労支援、講演会や研修会等を実施します。

保健所と難病相談・支援センターによる難病患者への支援体制 イメージ図



【累犯障がい者】

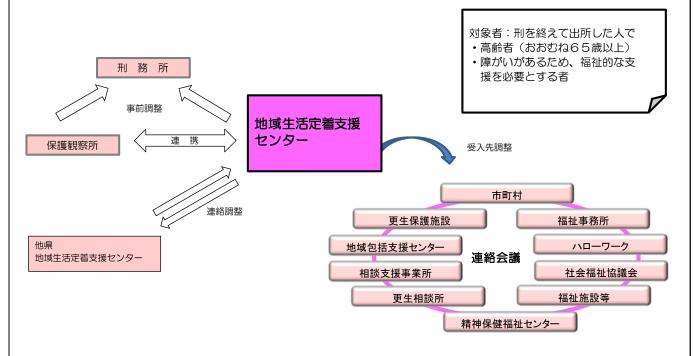
⑩ 地域生活定着支援センターによる支援

地域生活定着支援センターにおいて、障がいのある矯正施設退所予定者が退所後直 ちに福祉サービスを利用できるよう、保護観察所、市町村、福祉事業所等と連携して 社会復帰を支援します。

本人の退所後も、地域生活定着支援センターが矯正施設退所者を受け入れた施設と連携し、本人の処遇、福祉サービス利用等に関する必要な支援を行います。

また、地域で支えるネットワークの構築に向けて、累犯障がい者への支援について 検討等を行う連絡会議を設置し、司法機関、行政機関、労働局、福祉事務所等の関係 機関の連携を強化します。

地域生活定着支援センターによる累犯障がい者への支援体制 イメージ図



⑪ 地域生活定着支援センターによる支援

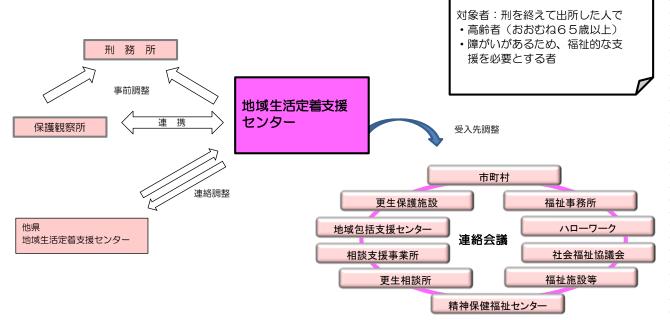
【累犯障がい者】

地域生活定着支援センターにおいて、障がいのある矯正施設退所予定者が退所後直 ちに福祉サービスを利用できるよう、保護観察所、市町村、福祉事業所等と連携して 社会復帰を支援します。

本人の退所後も、地域生活定着支援センターが矯正施設退所者を受け入れた施設と連携し、本人の処遇、福祉サービス利用等に関する必要な支援を行います。

また、地域で支えるネットワークの構築に向けて、累犯障がい者への支援について 検討等を行う連絡会議を設置し、司法機関、行政機関、労働局、福祉事務所等の関係 機関の連携を強化します。

地域生活定着支援センターによる累犯障がい者への支援体制 イメージ図



施策分野Ⅱ

保健•医療



施策の方向性

○ 療育機関と保健、医療、教育の関係機関との連携強化を通して、地域療育体制の 充実を図るとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害児通所支援の整備 や支援の質の向上を図ります。

見直し前

- 精神障がいのある人が地域生活を送るうえで重要な救急医療体制の充実を図る とともに、精神保健福祉に関する中核機関である精神保健福祉センターによる取組 みの充実を図ります。
- 自立支援医療費の給付や重度心身障がい児(者)医療費の給付を通して、医療費 の負担軽減を図ります。

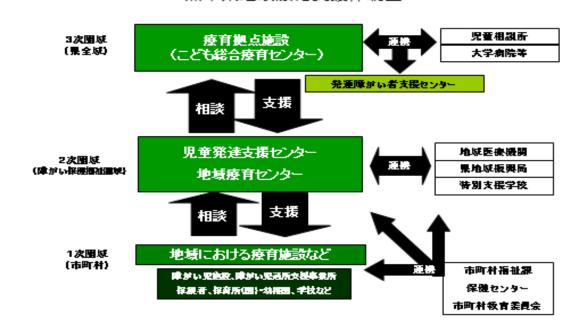
(1) 療育

① 地域療育体制の充実

各療育機関と保健、医療、教育の関係機関との連携強化を通して、地域療育体制のより一層の充実を図ります。

また、身近な地域で支援を受けられるよう、児童発達支援、医療型児童発達支援、 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援の整備や支援の質の向 上を図ります。

熊本県地域療育支援体制図



施策分野Ⅱ

保健•医療



施策の方向性

- 療育機関と保健、医療、教育の関係機関との連携強化を通して、地域療育体制の 充実を図るとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害児通所支援の整備 や支援の質の向上を図ります。
- 精神障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう、精神科救急医療体制、精神保健福祉センターの取組みの充実を図るとともに、多様な精神疾患に対応できる医療連携体制の構築を図ります。
- 自立支援医療費の給付や重度心身障がい児(者)医療費の給付を通して、医療費 の負担軽減を図ります。

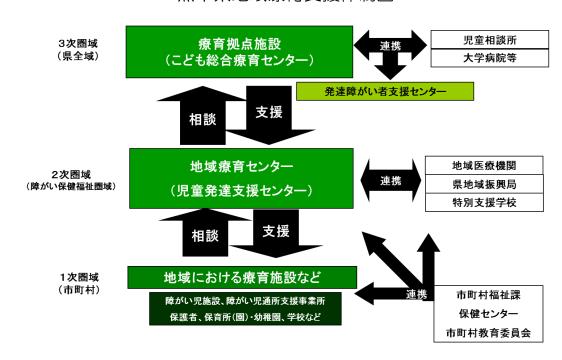
(1)療育

① 地域療育体制の充実

各療育機関と保健、医療、教育の関係機関との連携強化を通して、地域療育体制のより一層の充実を図ります。

また、身近な地域で支援を受けられるよう、児童発達支援、医療型児童発達支援、 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援の整備や支援の質の向 上を図ります。

熊本県地域療育支援体制図



② 早期発見・早期支援の推進(1次圏域)

市町村の保健師に対する研修等を通して乳幼児健診の精度の向上や保護者への支援 技術の向上を図るとともに、発達が気になる子どもへの支援を行う保育士等に対する 研修等を通して対応技術の向上を図り、乳幼児期における障がいの早期発見・早期支 援を推進します。

また、対応が困難なケースについては、発達障がい者支援センターやこども総合療育センターの専門的な支援のもと、2次圏域(障がい保健福祉圏域)の児童発達支援センター等が1次圏域の支援を行い、身近な地域で適切な療育が受けられる体制を整備します。

③ 児童発達支援センター等による支援(2次圏域)

2次圏域において療育の中核機関となる児童発達支援センター等が実施する療育事業の充実に向けた支援を行います。

また、圏域内の療育関係機関を構成メンバーとする「地域療育ネットワーク会議」 において、地域療育の課題について情報を共有し、課題解決に向けた対応策の検討を 行うとともに、圏域内の療育関係者の連携強化を図ります。

④ こども総合療育センターにおける療育支援(3次圏域)

専門的な療育機能を有するこども総合療育センターにおいて、児童発達支援センター等からの要請に応じて専門スタッフを派遣するとともに、療育に関する情報提供や研修等を行うことにより、地域における療育活動を総合的に支援します。



熊本県こども総合療育センター(宇城市)

② 早期発見・早期支援の推進(1次圏域)

市町村の保健師に対する研修等を通して乳幼児健診の精度の向上や保護者への支援 技術の向上を図るとともに、発達が気になる子どもへの支援を行う保育士等に対する 研修等を通して対応技術の向上を図り、乳幼児期における障がいの早期発見・早期支 援を推進します。

また、対応が困難なケースについては、発達障がい者支援センターやこども総合療育センターの専門的な支援のもと、2次圏域(障がい保健福祉圏域)の地域療育センター(児童発達支援センター)が1次圏域の支援を行い、身近な地域で適切な療育が受けられる体制を整備します。

③ 地域療育センター(児童発達支援センター)による支援(2次圏域)

2次圏域において療育の中核機関となる<u>地域療育センター(児童発達支援センター)</u>が実施する療育事業の充実に向けた支援を行います。

また、圏域内の療育関係機関を構成メンバーとする「地域療育ネットワーク会議」 において、地域療育の課題について情報を共有し、課題解決に向けた対応策の検討を 行うとともに、圏域内の療育関係者の連携強化を図ります。

④ こども総合療育センターにおける療育支援(3次圏域)

専門的な療育機能を有するこども総合療育センターにおいて、地域療育センター(児<u>童発達支援センター)</u>等からの要請に応じて専門スタッフを派遣するとともに、療育に関する情報提供や研修等を行うことにより、地域における療育活動を総合的に支援します。



熊本県こども総合療育センター(宇城市)

(2)精神保健医療

① 精神科救急医療体制の充実

休日・夜間において、精神疾患の急変等により緊急に精神科治療を必要とする患者 に対し迅速かつ適切な医療を提供するため、病院群輪番制による精神科救急医療シス テムを運営します。

併せて、精神科救急情報センターにおいて、休日・夜間に本人やその家族等からの 電話相談を受け、病状に応じた受診先の紹介等を行います。

また、高齢化の進展等により増加傾向にある身体・精神合併症の患者の受入体制の 確保を図ります。

② 精神保健福祉センターの機能充実

近年の複雑多様化する精神保健福祉の課題に対応するため、精神保健福祉に関する 技術的中核機関である精神保健福祉センターにおいて、保健所や市町村等の関係機関 に対し技術指導・技術援助を積極的に行います。

また、自殺対策に関する情報発信、相談支援、人材育成、自死遺族支援等を強化します。

さらに、精神保健福祉センターに「ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひき こもり本人やその家族への支援の充実を図ります。



熊本県精神保健福祉センター(熊本市東区)

(2)精神保健医療

① 精神科救急医療体制の充実

休日・夜間において、精神疾患の急変等により緊急に精神科治療を必要とする患者 に対し迅速かつ適切な医療を提供するため、病院群輪番制による精神科救急医療シス テムを運営します。

併せて、精神科救急情報センターにおいて、休日・夜間に本人やその家族等からの 電話相談を受け、病状に応じた受診先の紹介等を行います。

また、高齢化の進展等により増加傾向にある精神・身体合併症の患者の受入体制の確保を図ります。

② 精神保健福祉センターの機能充実

近年の複雑多様化する精神保健福祉の課題に対応するため、精神保健福祉に関する 技術的中核機関である精神保健福祉センターにおいて、保健所や市町村等の関係機関 に対し技術指導・技術援助を積極的に行います。

また、こころの悩みをはじめ、依存症やひきこもり等幅広い精神保健福祉に関する 相談に対応し、本人やその家族への支援の充実を図ります。



熊本県精神保健福祉センター(熊本市東区) ひきこもり地域支援センター、熊本県自殺対策推進センター併設

見直し前	中間見直し後(案)	備考
	③ こころの医療センターの機能充実 こころの医療センターにおいて、民間精神科病院等での対応が困難な患者の治療を 行うとともに、短期治療型病院を目指して、早期の社会復帰支援活動や地域での自立 支援活動等に取り組みます。 また、精神障がい者の地域での生活支援や発達障がいへの対応を含む児童・思春期 医療機能の拡充等、精神科医療を取り巻く環境の変化に応じた新たな取組みを積極的 に実施します。	
	④ 精神医療連携体制の構築 患者本位の医療を提供するため、多様な精神疾患等ごとの受診可能な医療機関の一 覧表を保健医療計画やホームページに掲載するなどして、精神医療機関の役割分担や 相互の連携体制の整備を図っていきます。	
	⑤ 自殺対策の推進 自殺者をさらに減少させ、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、 熊本県自殺対策行動計画を見直した上で、相談体制の充実や相談窓口の周知など自殺 対策を推進します。また、特に自殺死亡率の高い地域での自殺予防ゲートキーパーの 重点的な養成や市町村自殺対策計画策定の助言や支援などを行い、地域の実態に即し た効果的な自殺対策に取り組みます。	
 (3)保健・医療 ① 自立支援医療費の給付 身体障がい者に対する更生医療費、精神障がい者に対する通院医療費、身体障がい 児等に対する育成医療費の給付を通して、障がい者の医療費負担の軽減を図ります。 ② 重度心身障がい児(者)医療費の助成 重度の心身障がい児(者)の医療費の自己負担分の一部について助成を行っている 市町村を支援します。 	(3) 保健・医療 ① 自立支援医療費の給付	
③ 障がい児(者)の歯科保健医療提供体制の整備 歯科医師や歯科衛生士を対象に障がいの特性に応じた歯科治療についての研修を行うなどにより、障がい児(者)が受診可能な歯科医療機関の増加を図るとともに、障がいの状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職の育成を促進します。	市町村を支援します。 ③ 障がい児(者)への歯科保健医療の提供	

施策分野Ⅲ

教育、文化芸術活動・スポーツ



施策の方向性

- 障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向け、一人一人のニーズに応じた支援の充実を図るとともに、教育の充実に向け、教員の専門性向上や教育環境の整備を図ります。
- 障がいのある子どももない子どもも共に学ぶ教育環境づくり(インクルーシブ 教育システムの構築)に向けた取組みを推進します。
- 文化芸術活動・スポーツへの参加者の裾野を広げるとともに、障がいのある人 の個性を伸ばし可能性を追求するため、スペシャリストの発掘や育成に向けた取 組みを推進します。

(1)教育における支援体制

① 一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握したうえで個別の教育支援計画を作成し、これをもとに学校と保護者、福祉、保健、医療、労働等の関係機関が支援内容等について情報を共有し、支援の成果について適切に評価・見直しを行うなど、活用を進めます。

また、保育所や幼稚園、小学校、中学校及び高等学校それぞれにおいて支援体制の充実を図るとともに、各学校間の連携を強化します。

② キャリア教育の充実

キャリア教育(※)を推進するとともに、キャリア教育の視点を踏まえ、進学や就労にあたっての支援を充実させます。

また、特別支援学校にキャリアサポーターを配置し、就労機関と連携した就労支援 を進めるとともに、障がいのある生徒の就労先の開拓や就労後の定着に向け、障害者 就業・生活支援センターなど関係機関との連携を強化します。

(※) キャリア教育

学校と社会及び学校間の円滑な接続を図るとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向け、自らの力で生き方を選択できるよう、必要な知識や能力を育てる教育的働きかけをいう。

施策分野Ⅲ

教育、文化芸術活動・スポーツ



施策の方向性

- 障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向け、一人一人のニーズに応じた支援の充実を図るとともに、教育の充実に向け、教員の専門性向上や教育環境の整備を図ります。
- 障がいのある子どももない子どもも共に学ぶ教育環境づくり(インクルーシブ 教育システムの構築)に向けた取組みを推進します。
- 文化芸術活動・スポーツへの参加者の裾野を広げるとともに、障がいのある人 の個性を伸ばし可能性を追求するため、スペシャリストの発掘や育成に向けた取 組みを推進します。

(1)教育における支援体制

① 一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握したうえで個別の教育支援計画を作成し、これをもとに学校と保護者、福祉、保健、医療、労働等の関係機関が支援内容等について情報を共有し、支援の成果について適切に評価・見直しを行うなど、活用を進めます。

また、保育所や幼稚園、小学校、中学校及び高等学校それぞれにおいて支援体制の充実を図るとともに、各学校間の連携を強化します。

② キャリア教育の充実

キャリア教育(※)を推進するとともに、キャリア教育の視点を踏まえ、進学や就 労にあたっての支援を充実させます。

また、特別支援学校にキャリアサポーターを配置し、就労機関と連携した就労支援 を進めるとともに、障がいのある生徒の就労先の開拓や就労後の定着に向け、障害者 就業・生活支援センターなど関係機関との連携を強化します。

さらに、就労に係る関係機関によるネットワーク会議や熊本県特別支援学校技能検 定の実施により、特別支援学校における職業教育の充実を図ります。

(※) キャリア教育

学校と社会及び学校間の円滑な接続を図るとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向け、自らの力で生き方を選択できるよう、必要な知識や能力を育てる教育的働きかけをいう。

見直し前の中間見直し後(案)の中間見直し後(案)の中間見直し後(案)の中間見直し後(案)の中間見直し後(案)の中間見直し後(案)の中間見直し後(案)の中間見直し後(案)の中間見直し後(案)の中間見直し後(案)の中間見直し後(案)の中間見直し後(案)の中間見直し後(案)の中間見直し後(案)の中間見直し後(案)の中間見直し後(案)の中間見直し後(案)の中間見直し後(案)の中間見直します。

③ 特別支援学校のセンター的機能の充実

特別支援教育のセンター的な役割を担う特別支援学校の機能充実を図り、地域の学校への支援体制を充実させます。

④ 医療的ケアを必要とする重度・重複障がいのある児童生徒への支援

日常的・継続的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校に、県 教育委員会が委託契約を結んだ医療機関の看護師を配置します。

また、人工呼吸器を装着している児童生徒に対して、「人工呼吸器装着児童生徒訪問 看護利用補助事業」を実施し、安全で安心な学習環境を整備するとともに、保護者の 介護負担の軽減を図ります。

⑤ 段階的支援体制の充実

児童生徒に対する教育支援の第1段階である学校における支援を充実させるため、 特別支援教育に係る校内委員会で、教員間の支援内容等についての情報共有を一層密 にするなどして、組織的な支援体制の充実を図ります。

また、支援が困難な事例の場合、より専門性の高い支援者から支援を受けることができる県独自の段階的な支援体制により、支援の充実を図ります。支援にあたっては、教育分野と福祉、保健、医療、労働等の各分野との連携を図ります。

③ 特別支援学校のセンター的機能の充実

特別支援教育のセンター的な役割を担う特別支援学校の機能充実を図り、地域の学校への支援体制を充実させます。

④ 医療的ケアを必要とする重度・重複障がいのある児童生徒への支援

日常的・継続的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校に、県 教育委員会が委託契約を結んだ医療機関の看護師を配置します。

また、人工呼吸器を装着している児童生徒に対して、「人工呼吸器装着児童生徒訪問看護利用補助事業」を実施し、安全で安心な学習環境を整備するとともに、保護者の介護負担の軽減を図ります。

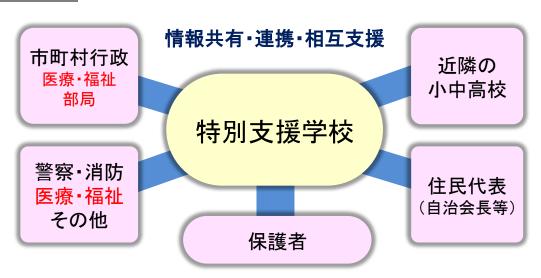
⑤ 段階的支援体制の充実

児童生徒に対する教育支援の第1段階である学校における支援を充実させるため、 特別支援教育に係る校内委員会で、教員間の支援内容等についての情報共有を一層密 にするなどして、組織的な支援体制の充実を図ります。

また、支援が困難な事例の場合、より専門性の高い支援者から支援を受けることができる県独自の段階的な支援体制により、支援の充実を図ります。支援にあたっては、教育分野と福祉、保健、医療、労働等の各分野との連携を図ります。

⑥ コミュニティ・スクールの導入

県立特別支援学校にコミュニティ・スクールを導入し、学校と地域住民や関係機関の連携を図ることにより、障がい者に対する理解啓発や児童生徒の多様な体験活動の拡充を図ります。また、熊本地震の経験を踏まえ、全ての県立特別支援学校を防災型コミュニティ・スクールに指定し、地域と連携して防災教育の推進や防災システムの構築を図ります。



見直し前	中間見直し後(案)	備考
2)教員等の専門性向上	(2) 教員等の専門性向上	
2) 教員の専門性向上 瞳がいのある児童生徒が通常の学級や特別支援学級、高等学校等の多様な学びの場で学んでいる現状を踏まえ、それぞれ担当する教員のニーズに応じた研修を充実させ、すべての教員の専門性の向上を図ります。特に、児童生徒が急増している特別支援学級や通級指導教室を担当する教員の指導力の強化を図ります。また、特別支援教育の専門教員の充実や免許状の取得の促進など、特別支援教育に関する高い専門性を持つ人材の確保を図ります。 3) 放課後児童支援員の配置の支援 放課後児童支援員の配置の支援 放課後児童クラブへの専門的知識等を有する放課後児童支援員の配置を支援します。また、平成27年度から放課後児童支援員を対象に認定資格研修が開始されることから、今後更に研修を充実させ、支援員の資質向上を図ります。	(2) 教員等の専門性向上 ドボいのある児童生徒が通常の学級や特別支援学級、高等学校等の多様な学びの場で学んでいる現状を踏まえ、それぞれ担当する教員のニーズに応じた研修を完実させ、すべての教員の専門性の向上を図ります。教長の指導力の強化を図ります。また、特別支援教育の専門教員の完実や免許状の取得の促進など、特別支援教育に関する高い専門性を持つ人材の確保を図ります。 ② 放課後児童支援員の専門性向上と配置の支援 放課後児童支援員等資質向上研修により支援員の資質向上を図るとともに、専門知識等を有する支援員の配置を支援します。 ③ 保育士の専門性向上 保育士の専門性向上 保育式の専門性向上 京所等において、障がい児保育に対するニーズが高まっている現状を踏まえ、保育士の専門性の向上を図るための研修を実施します。	

(3) インクルーシブ教育システム

① インクルーシブ教育システムの構築

適がいのある子どももない子どもも同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、幼 児児童生徒の教育的ニーズに応えることができる多様な学びの場における支援の充実 を図ります。

また、早期からの教育相談など保護者への教育に関する情報提供の充実を図り、就 学先の決定にあたっては、本人や保護者の意見を尊重しつつ、障がいの状態や教育的 ニーズなど本人の将来や可能性を総合的に考え決定されるよう市町村教育委員会に働 きかけます。

さらに、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもとない子どもの相互理解を 深め、社会性や豊かな人間性及び多様性を尊重する心を育むことができるよう、交流 及び共同学習を推進します。



インクルーシブ教育システム

障害者権利条約では、「障害者を包容する教育制度(インクルーシブ教育システム)」と は、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みとあり、現在、熊本県においても 国のモデル事業を活用して、共生社会を目指す教育活動を推進しています。

インクルーシブ教育を進めていくうえでは、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに 応じて、市町村教育委員会や学校等と本人・保護者が必要な支援について合意形成を図っ ていくことが重要です。

熊本県では、多様な学びの場として、小・中・高等学校、特別支援学校、特別支援学級、 通級による指導それぞれの環境整備を図るとともに、学校間の交流及び共同学習の推進や 特別支援学校の持つセンター的機能の活用を推進するなどして、インクルーシブ教育の充 実を図っていきます。

(4)教育環境整備

① 県立特別支援学校の教育環境整備

特別支援学校への就学や進学を希望する児童生徒の増加に対応するため、特に増加 が著しい知的障がいのある生徒が進学する特別支援学校高等部の新設をはじめ、今後 の児童生徒数の推移を踏まえながら、必要な教育環境の整備を進めます。

(3) インクルーシブ教育システム

① インクルーシブ教育システムの構築

障がいのある子どももない子どもも同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、幼 児児童生徒の教育的ニーズに応えることができる多様な学びの場における支援の充実 を図ります。

また、早期からの教育相談など保護者への教育に関する情報提供の充実を図り、就 学先の決定にあたっては、本人や保護者の意見を尊重しつつ、障がいの状態や教育的 ニーズなど本人の将来や可能性を総合的に考え決定されるよう市町村教育委員会に働 きかけます。

さらに、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもとない子どもの相互理解を 深め、社会性や豊かな人間性及び多様性を尊重する心を育むことができるよう、小中 学校の通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習、小中学校、高等学校と特別支 援学校間での交流及び共同学習に取組みます。



インクルーシブ教育システム

障害者権利条約では、「障害者を包容する教育制度(インクルーシブ教育システム)」と は、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みとあり、現在、熊本県においても 国のモデル事業を活用して、共生社会を目指す教育活動を推進しています。

インクルーシブ教育を進めていくうえでは、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに 応じて、市町村教育委員会や学校等と本人・保護者が必要な支援について合意形成を図っ ていくことが重要です。

熊本県では、多様な学びの場として、小・中・高等学校、特別支援学校、特別支援学級、 通級による指導それぞれの環境整備を図るとともに、学校間の交流及び共同学習の推進や 特別支援学校の持つセンター的機能の活用を推進するなどして、インクルーシブ教育の充 実を図っていきます。

(4)教育環境整備

① 県立特別支援学校の教育環境整備

特別支援学校への就学や進学を希望する児童生徒の増加に対応するため、特に増加 が著しい知的障がいのある生徒が進学する特別支援学校高等部の新設をはじめ、今後 の児童生徒数の推移を踏まえながら、必要な教育環境の整備を進めます。

(5) 文化芸術・スポーツ

① 文化芸術・スポーツを通した社会参加促進

○ 「精神障がい者作品展」の開催

以下の文化芸術活動を通して、障がい者の社会参加や県民との交流を促進します。

- ○「くまもとハートウィーク」の開催 (「くまもと障がい者芸術展」やフォーラム等の啓発イベント等を実施)
- (精神障がい者が社会復帰に向けた訓練の中で制作した作品を展示)

また、以下のスポーツイベントを通して、障がい者の社会参加や県民との交流を促進します。

- ○「くまもと障がい者スポーツ大会(県大会)」の開催 (県大会の成績優秀者を全国障害者スポーツ大会に県選手団として派遣)
- ○「地域精神障がい者スポレク大会」の開催



平成26年度くまもと障がい者芸術展 (平成26年11月18日~24日)



平成26年度くまもと障がい者スポーツ大会 陸上競技(平成26年5月19日)

(5) 文化芸術・スポーツ

① 文化芸術・スポーツを通した社会参加促進

以下の文化芸術活動を通して、障がい者の社会参加や県民との交流を促進します。

- ○「くまもとハートウィーク」の開催 (「くまもと障がい者芸術展」やフォーラム等の啓発イベント等を実施)
- 「精神障がい者作品展」の開催

(精神障がい者が社会復帰に向けた訓練の中で制作した作品を展示)

また、以下のスポーツイベントを通して、障がい者の社会参加や県民との交流を促進します。

- ○「くまもと障がい者スポーツ大会(県大会)」の開催 (県大会の成績優秀者を全国障害者スポーツ大会に県選手団として派遣)
- ○「地域精神障がい者スポレク大会」の開催





平成29年度くまもと障がい者芸術展(平成29年10月3日~9日)





平成29年度くまもと障がい者スポーツ大会 陸上競技(平成29年5月21日)

見直し前	中間見直し後(案)	備考
② 文化芸術・スポーツのスペシャリスト育成・支援	② 文化芸術・スポーツのスペシャリスト育成・支援	
民間団体や特別支援学校と協力・連携し、絵画等の芸術の才能が著しく秀でた障が	民間団体や特別支援学校と協力・連携し、絵画等の芸術の才能が著しく秀でた障が	
い児(者)の発掘を行い、高い付加価値に基づく販売、商品開発、著作権の確立など	い児(者)の発掘を行い、高い付加価値に基づく販売、商品開発、著作権の確立など	
新たな展開を目指します。	新たな展開を目指します。	
また、「2020年東京パラリンピック」に向け、各スポーツ関係団体や各障がい者	また、「2020年東京パラリンピック」に向け、各スポーツ関係団体や各障がい者	
スポーツ団体、特別支援学校等と協力・連携して有力選手の発掘や育成・強化を図り	スポーツ団体、特別支援学校等と協力・連携して有力選手の発掘や育成・強化を図り	



ます。

文化芸術・スポーツのスペシャリスト育成・支援

これまで、障がいのある人の文化芸術活動やスポーツは、参加することに重きを置かれ がちでしたが、近年は、全国障害者スポーツ大会やパラリンピックなど障がい者スポーツ における競技性の向上が目覚ましく、また、県内でも「アール・ブリュット (生の芸術)」 に代表される障がいのある人たちによる個性的で質の高い芸術活動が注目されるように なりました。

このことから、熊本県では、障がいのある人の自立や自己実現を図るうえで、文化芸術・ スポーツの分野で個性や才能を開花させ、それを伸ばす取組みが重要であると考え、文化 芸術・スポーツのスペシャリストの発掘や育成・強化を図るとともに、障がいのある人の 才能が評価されるよう、関係団体とともに取り組むこととしています。

ます。



文化芸術・スポーツのスペシャリスト育成・支援

これまで、障がいのある人の文化芸術活動やスポーツは、参加することに重きを置かれ がちでしたが、近年は、全国障害者スポーツ大会やパラリンピックなど障がい者スポーツ における競技性の向上が目覚ましく、また、県内でも「アール・ブリュット(生の芸術)」 に代表される障がいのある人たちによる個性的で質の高い芸術活動が注目されるようにな りました。

このことから、熊本県では、障がいのある人の自立や自己実現を図るうえで、文化芸術・ スポーツの分野で個性や才能を開花させ、それを伸ばす取組みが重要であると考え、文化 芸術・スポーツのスペシャリストの発掘や育成・強化を図るとともに、障がいのある人の 才能が評価されるよう、関係団体とともに取り組むこととしています。

施策分野IV

雇用・就業、経済的自立の支援



施策の方向性

- 障がいのある人の自立に向けて、雇用、福祉、保健、教育等の関係機関が連携 し、障がいのある人の就労支援や職場定着支援の取組みを強化します。
- 職業訓練等を通して、障がいのある人の技能や能力の向上を図るとともに、障がいのある人の能力が十分に生かされるよう、企業や事業所の理解促進や意識啓発を進めます。
- 多様な就労支援の一つとして、福祉と農業の連携による就労支援に取り組みます。
- 工賃水準の向上のための取組みとして、国の機関や市町村との連携のもと、全 県的に障害者就労施設等からの優先調達を推進します。

(1)雇用促進

① 法定雇用率未達成企業等への働きかけの強化

国と連携し、障がい者を雇用しようとする事業所等が、障がい者雇用に実績があり 様々な経験を持っている事業所から、相談・助言を受けられるよう支援します。

また、国の制度や県の制度など雇用と生活支援に関する事業主に役立つ情報を整理し提供します。

② 総合的な就労支援体制の構築

障がい者の職業生活における自立を図るため、県内6か所に設置している障害者就業・生活支援センターにおいて、雇用、福祉、保健、教育等の関係機関と連携し、就業に関する相談や日常生活への助言など就業面と生活面の一体的な支援を行うとともに、コーディネート機能の強化を図ります。

また、相談支援事業所における障がい者の就労面での支援の充実に向けて、相談支援専門員に対する研修や情報提供等により、支援体制の強化を図ります。

施策分野IV

雇用・就業、経済的自立の支援



施策の方向性

- 障がいのある人の自立に向けて、雇用、福祉、保健、教育等の関係機関が連携 し、障がいのある人の就労支援や職場定着支援の取組みを強化します。
- 職業訓練等を通して、障がいのある人の技能や能力の向上を図るとともに、障がいのある人の能力が十分に生かされるよう、企業や事業所の理解促進や意識啓発を進めます。
- 多様な就労支援の一つとして、福祉と農業の連携による就労支援に取り組みます。
- 工賃水準の向上のための取組みとして、国の機関や市町村との連携のもと、全 県的に障害者就労施設等からの優先調達を推進します。

(1)雇用促進

① 法定雇用率未達成企業等への働きかけの強化

国と連携し、障がい者を雇用しようとする事業所等が、障がい者雇用に実績があり 様々な経験を持っている事業所から、相談・助言を受けられるよう支援します。

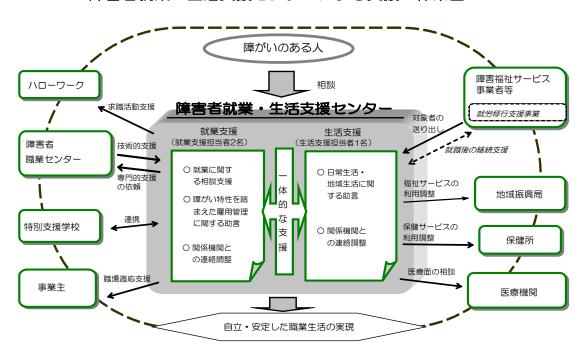
また、国の制度や県の制度など雇用と生活支援に関する事業主に役立つ情報を整理し提供します。

② 総合的な就労支援体制の構築

障がい者の職業生活における自立を図るため、県内6か所に設置している障害者就業・生活支援センターにおいて、雇用、福祉、保健、教育等の関係機関と連携し、就業に関する相談や日常生活への助言など就業面と生活面の一体的な支援を行うとともに、コーディネート機能の強化を図ります。

また、相談支援事業所における障がい者の就労面での支援の充実に向けて、相談支援専門員に対する研修や情報提供等により、支援体制の強化を図ります。

障害者就業・生活支援センターによる支援 体系図



③ 障がい者の雇用拡大・職場定着支援

企業等に雇用されている障がい者の職場定着を図るため、障害者就業・生活支援センターによる定期的な職場訪問や本人への面談など、地域の関係機関と連携して障がいの特性に応じた計画的な支援を行い、事業主、障がい者双方が持つ課題の早期発見と解決を図ります。

また、企業や事業所において、障害者就労施設からの製品購入、トライアル雇用、 正式雇用と段階的に取組みが拡がるよう事業者団体等と連携して取り組むとともに、 障がい者の能力が十分に生かされるよう障がいの特性についての理解を促進し、障が い者の職場への定着を図ります。

併せて、若年性認知症を発症した人に対しては、企業等において適切な対応ができるよう理解促進を図り、就労の継続を支援します。



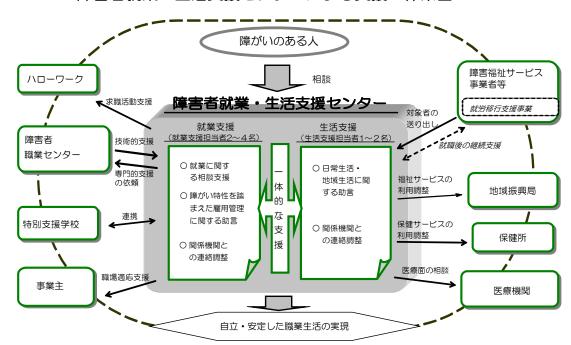
若年性認知症の人の就労支援

若年性認知症とは、65歳未満で発症した認知症のことで、精神障害者保健福祉手帳の 取得が可能な障がいの一つです。

認知症を発症すると、認知機能が徐々に低下し、障がいの程度も重くなっていきますが、 経済的な自立や生きがい創出のため、企業での就労継続や障害者就労施設での就労受入れ など、その人の状態に応じた就労支援を行っていく必要があります。

このため、国や市町村、関係団体と連携し、企業や障害者就労施設において、適切な対応ができるよう若年性認知症への理解を促進することで、就労支援に取り組んでいきます。

障害者就業・生活支援センターによる支援 体系図



③ 障がい者の雇用拡大・職場定着支援

企業等に雇用されている障がい者の職場定着を図るため、障害者就業・生活支援センターによる定期的な職場訪問や本人への面談など、地域の関係機関と連携して障がいの特性に応じた計画的な支援を行い、事業主、障がい者双方が持つ課題の早期発見と解決を図ります。

また、企業や事業所において、障害者就労施設からの製品購入、トライアル雇用、 正式雇用と段階的に取組みが拡がるよう事業者団体等と連携して取り組むとともに、 障がい者の能力が十分に生かされるよう障がいの特性についての理解を促進し、障が い者の職場への定着を図ります。

併せて、若年性認知症を発症した人に対しては、企業等において適切な対応ができるよう理解促進を図り、就労の継続を支援します。



若年性認知症の人の就労支援

若年性認知症とは、65歳未満で発症した認知症のことで、精神障害者保健福祉手帳の 取得が可能な障がいの一つです。

認知症を発症すると、認知機能が徐々に低下し、障がいの程度も重くなっていきますが、 経済的な自立や生きがい創出のため、企業での就労継続や障害者就労施設での就労受入れ など、その人の状態に応じた就労支援を行っていく必要があります。

このため、国や市町村、関係団体と連携し、企業や障害者就労施設において、適切な対応ができるよう若年性認知症への理解を促進することで、就労支援に取り組んでいきます。

(2) 職業能力開発

① 職業準備訓練の実施

障がい者が作業環境に容易に適応できるように、職場適応訓練事業に取り組みます。 また、一般就労をより促進するため、就労移行支援事業所等における障がい者委託 訓練について、利用促進とともに、障がい者の態様や地域バランスを考慮した訓練コースを設定し、訓練内容の多様化・充実強化を図ります。

見直し前

② 職業訓練の充実

県立高等技術専門校において、企業で必要とされる職業能力に対応したきめ細かな 訓練の実施や、就職先事業所等の新規開拓など、訓練修了生の一般就労に向けた取組 みを強化します。

また、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関との連携を強化するとともに、 障がい者職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や県民の理解を高めるために、 障がい者職業訓練の普及・啓発を行います。

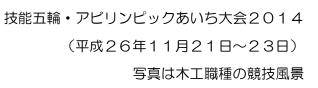


県立高等技術専門校(熊本市南区)での 職業訓練(手指訓練)風景

③ 障がい者の職業能力への理解及び雇用促進

障がい者を積極的に雇用した事業所と優秀勤労障がい者に対し知事表彰を行うことで、努力を讃えるとともに広く県民に周知し、障がい者の雇用の促進を図ります。

また、熊本県障がい者技能競技大会を開催するとともに、障害者技能競技大会アビリンピック全国大会、世界大会への派遣等を通して、障がい者の職業能力に対する社会の理解と認識を高めます。





(2) 職業能力開発

① 職業準備訓練の実施

障がい者が作業環境に容易に適応できるように、職場適応訓練事業に取り組みます。 また、一般就労をより促進するため、就労移行支援事業所等における障がい者委託 訓練について、利用促進とともに、障がい者の態様や地域バランスを考慮した訓練コースを設定し、訓練内容の多様化・充実強化を図ります。

② 職業訓練の充実

県立高等技術専門校において、企業で必要とされる職業能力に対応したきめ細かな 訓練の実施や、就職先事業所等の新規開拓など、訓練修了生の一般就労に向けた取組 みを強化します。

また、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関との連携を強化するとともに、 障がい者職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や県民の理解を高めるために、 障がい者職業訓練の普及・啓発を行います。

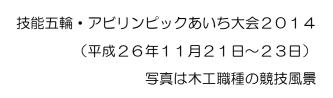


県立高等技術専門校(熊本市南区)での 職業訓練(手指訓練)風景

③ 障がい者の職業能力への理解及び雇用促進

障がい者を積極的に雇用した事業所と優秀勤労障がい者に対し知事表彰を行うことで、努力を讃えるとともに広く県民に周知し、障がい者の雇用の促進を図ります。

また、熊本県障がい者技能競技大会を開催するとともに、障害者技能競技大会アビリンピック全国大会、世界大会への派遣等を通して、障がい者の職業能力に対する社会の理解と認識を高めます。





(3) 多様な就労支援

① 福祉と農業の連携による就労支援

九州農政局、県(健康福祉部・商工観光労働部・農林水産部)、県農業公社、農業協 同組合、障害者就労施設の関係者による連携会議において、障害者就労施設を運営す る社会福祉法人等の農業参入や障がい者が農業法人等へ一般就労する際の課題等を整 理し、支援方策の検討や農業参入促進のための仕組みづくりを行います。

また、農業法人や企業等が障がい者の職場実習を受け入れる際の環境整備に要する 経費を補助することで、職場実習の受入先の確保を図るとともに、障がい者の就業促 進を図ります。



農業法人における職場実習風景



- **節がいのある人の農業参入促進のための仕組みづくり**

熊本県の障がいのある人の就労において、農業分野のウエイトが高くなってきていま す。福祉においては、障がいのある人の就労や工賃向上をどのように支援していくかとい う課題があり、農業においては、農業就業者の高齢化に伴う担い手不足や耕作放棄地の増 加等の課題があります。

「福祉と農業の連携」は、福祉と農業がそれぞれ抱える課題を解決し、新たな取組みを 創出することを通して、福祉と農業の可能性を拡げるものです。このことから、熊本県で は、障がいのある人の就業促進の一つとして、農業参入に向けた仕組みづくりに取り組ん でいます。

国の関係機関や県の関係部局、施設関係者等による連携会議では、次のような取組みに ついて検討を行います。

- 福祉(農業を実践したい障がいのある人・障害者就労施設)と農業(障がいのある 人を雇用したい農家・農業法人・農産加工施設)をコーディネートする人材の養成・ 配置
- 障害者就労施設への農業関連情報(農地の確保、助成制度、農業技術指導、コンサ ルティング等)の提供
- 農業関係者への障がいのある人の雇用・職場実習関連情報(障がいのある人への理 解促進、雇用主への助成制度、ジョブコーチ制度等)の提供
- 農福連携優良事例の紹介

(3) 多様な就労支援

① 福祉と農業の連携による就労支援

福祉と農業が各々抱える課題を共有し、その解決を図るための新たな取組みを創出 し、福祉と農業の可能性を広げることを目的として、県の健康福祉部・商工観光労働 部・農林水産部・教育委員会の関係課等を構成員とした農福連携推進会議を設置する とともに、障害者就労施設、農業協同組合、国・市町村等の関係機関との連携を図り、 農福連携を計画的に推進します。

障がい者施設職員の農業に関する技術力向上、農業者の障がいに対する理解促進、 障害者就労施設と農業者とのネットワーク構築等を進め、農業分野への就労を希望す る障がい者が就労の場を確保できるよう取り組みます。



備考

農業法人における職場実習風景



草がいのある人が農業分野への就労等に向けた仕組みづくり

熊本県の障がいのある人の就労において、農業分野への期待が高くなってきています。 福祉においては、障がいのある人の就労や工賃向上をどのように支援していくかという課 題があり、一方農業においては、農繁期の人手不足等の課題があります。

「福祉と農業の連携」は、福祉と農業がそれぞれ抱える課題や強みを活かし、障がい者 の就労機会を増やすなど、福祉と農業の可能性を拡げるものです。このことから、熊本県 では、障がいのある人の就労促進の一つとして、農業分野への就労等に向けた仕組みづく りに取り組んでいます。

県の関係部局による農福連携推進会議では、次のような取組みについて検討を行いま

- 福祉(農業を実践したい障がいのある人・障害者就労施設)と農業(農家・農業法 人・農産加工施設)をコーディネートする人材の養成・配置、相互現地交流
- 障害者就労施設への農業関連情報(農地の確保、助成制度、農業技術指導等)の提 供、スキルアップ研修
- 農業関係者への障がいのある人の雇用・職場実習関連情報(障がいのある人への理 解促進、雇用主への助成制度、ジョブコーチ制度、福祉施設の意向等)の提供
- 農福連携優良事例の紹介

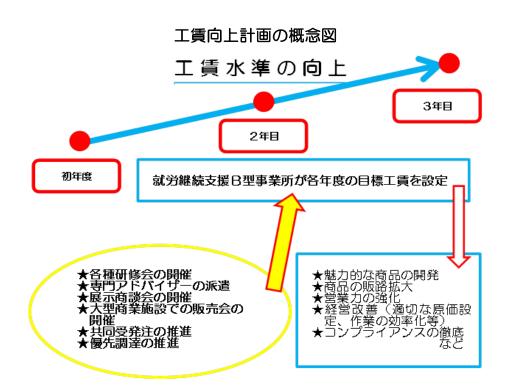
見直し前	中間見直し後(案)	備考
	② 在宅障がい者の就労支援	
	<u>仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般</u>	
	就職が困難な障がい者もいることから、障がい者の社会的、経済的自立を促進するため、	
	<u>インターネット等の情報通信技術を活用した在宅就業支援体制を構築するモデル事業</u>	
	を実施し、在宅障がい者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を進めます。	

(4)工賃向上

① 工賃水準の向上に向けた取組みの推進

就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃向上を図るため、工賃向上計画を策定し、 以下のような取組みを実施します。

- ○県、市町村、国の機関等の障害者就労施設等からの優先調達を促進するための展示・商談会等の開催
- ○大型商業施設等での販売会の開催
- ○就労継続支援B型事業所等の経営改善、商品等の開発・販路拡大等を図るための 施設の管理者及び実務者向けの各種研修会の開催や、専門アドバイザーの派遣



② 共同受発注システムの活用促進

県全域を網羅する共同受発注推進組織と県内の障害者就労施設の代表者等との連携会議を定期的に実施し、県、市町村、国の機関、民間企業等と障害者就労施設等の共同受発注の拡大に向けた課題整理と推進方策の検討を行います。

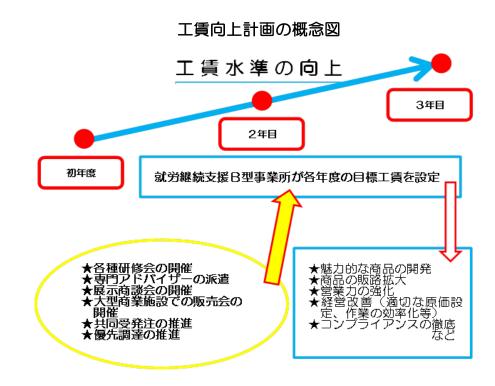
また、八代地域では先駆的に地域版の共同受発注システムが活動を開始していますが、このような事例を他の地域にも情報提供するなど各地域の共同受発注が進むよう支援を行います。

(4)工賃向上

① 工賃水準の向上に向けた取組みの推進

就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃向上を図るため、工賃向上計画を策定し、 以下のような取組みを実施します。

- ○県、市町村、国の機関等の障害者就労施設等からの優先調達を促進するための展示・商談会等の開催
- ○大型商業施設等での販売会の開催
- ○就労継続支援B型事業所等の経営改善、商品等の開発・販路拡大等を図るための 施設の管理者及び実務者向けの各種研修会の開催や、専門アドバイザーの派遣
- ○農業と福祉の連携に向けた研修会、農産物販売会の開催、農業専門アドバイザー の派遣、就労継続支援B型事業所等の農業関係業務請負支援



② 共同受発注システムの活用促進

県全域を網羅する共同受発注推進組織と県内の障害者就労施設の代表者等との連携 会議を定期的に実施し、県、市町村、国の機関、民間企業等と障害者就労施設等の共 同受発注の拡大に向けた課題整理と推進方策の検討を行います。

なお、県内においては、平成26年度に株式会社コウケンを調整窓口とする共同受発注体制が確立するとともに、その他にも熊本市、荒尾・玉名地域、八代市でもそれぞれ地域版の共同受注窓口組織が発足し、各地域で共同受発注が推進されています。

③ 障害者就労施設等からの優先調達推進

毎年度、優先調達に係る目標を設定するとともに、障害者就労施設等が提供可能な物品等について、県庁各所属(本庁各課、各出先機関、教育委員会、警察本部等)へ情報提供を行い、物品等の積極的な調達を進めます。

また、県の要領に基づく障害者支援施設等との随意契約制度の積極的な活用に取り組みます。併せて、障がい者を雇用する企業等への優遇措置として、指名競争入札において障害者雇用促進企業(※1)を指名業者に加える制度や、随意契約において障害者雇用促進企業又は障害者支援企業(※2)を見積依頼業者に加える制度の活用に取り組みます。

さらに、工賃向上支援の一環として実施する展示・商談会や市町村担当者研修会等の場を活用し、市町村、国の機関等へ優先調達に係る情報提供等を行い、全県的な優先調達の推進を図ります。

(※1) 障害者雇用促進企業

県の入札参加資格及び県内に本店又は支店等を有する中小企業で、熊本県内における障がい者である労働者の数の割合が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第2項に規定する障害者雇用率以上である県登録事業者。

(※2) 障害者支援企業

障害者支援施設等から過去1年間に50万円以上の物品等の調達を行った県登録事業者。

優先調達推進の概念図

県優先調達推進方針 県工賃向上計画 ○実績等を勘案した調達目標 ○各種研修会の開催 ○専門アドバイザーの派遣 ○展示・商談会の開催 の設定など計画的な発注を 実践 ○施設等との情報交換を密に ○大型商業施設での販売会の 行い、共同受注窓口組織と連 開催 ○共同受発注の推進 携した発注を推進 ○施設等が提供可能な物品等 の情報提供を行うなど全庁 魅力的な商品の開発 的な調達を推進 商品の販路拡大 ○市町村等と連携し全県的な 営業力の強化 発注を推進 • 経営改善 ○県民、企業への啓発等による コンプライアンスの徹底 民間調達の促進 優先調達実績の増 → 事業所の売上げ増 → 賃金・工賃の向上 【障がい者の経済的自立の促進】

③ 障害者就労施設等からの優先調達推進

毎年度、優先調達に係る目標を設定するとともに、障害者就労施設等が提供可能な物品等について、県庁各所属(本庁各課、各出先機関、教育委員会、警察本部等)へ情報提供を行い、物品等の積極的な調達を進めます。

また、県の要領に基づく障害者支援施設等との随意契約制度の積極的な活用に取り組みます。併せて、障がい者を雇用する企業等への優遇措置として、指名競争入札において障害者雇用促進企業(※1)を指名業者に加える制度や、随意契約において障害者雇用促進企業又は障害者支援企業(※2)を見積依頼業者に加える制度の活用に取り組みます。

さらに、工賃向上支援の一環として実施する展示・商談会や市町村担当者研修会等の場を活用し、市町村、国の機関等へ優先調達に係る情報提供等を行い、全県的な優先調達の推進を図ります。

(※1) 障害者雇用促進企業

県の入札参加資格及び県内に本店又は支店等を有する中小企業で、熊本県内における障がい者である労働者の数の割合が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第2項に規定する障害者雇用率以上である県登録事業者。

(※2)障害者支援企業

障害者支援施設等から過去1年間に50万円以上の物品等の調達を行った県登録事業者。

優先調達推進の概念図

県優先調達推進方針 県工賃向上計画 ○実績等を勘案した調達目標 ○各種研修会の開催 の設定など計画的な発注を ○専門アドバイザーの派遣 ○展示・商談会の開催 実践 ○施設等との情報交換を密に ○大型商業施設での販売会の 行い、共同受注窓口組織と連 開催 ○共同受発注の推進 携した発注を推進 ○施設等が提供可能な物品等 の情報提供を行うなど全庁 魅力的な商品の開発 的な調達を推進 商品の販路拡大 ○市町村等と連携し全県的な 営業力の強化 発注を推進 •経営改善 ○県民、企業への啓発等による コンプライアンスの徹底 民間調達の促進 優先調達実績の増 → 事業所の売上げ増 → 賃金・工賃の向上 【障がい者の経済的自立の促進】

	中間見直し後(案)	備考
(5)所得保障	(5)所得保障	
(5) 所得保障 ① 年金制度・各種手当制度の周知 障害基礎年金等の国の年金制度や、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福 祉手当等の各種手当及び心身障害者扶養共済制度について、県のホームページ等にお いて、受給要件や手続きなど制度の概要について分かりやすく周知を行います。 また、市町村の広報誌への掲載依頼も併せて行い、広く周知を図ります。	(5)所得保障 ① 年金制度・各種手当制度の周知 障害基礎年金等の国の年金制度や、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福 祉手当等の各種手当及び心身障害者扶養共済制度について、県のホームページ等において、受給要件や手続きなど制度の概要について分かりやすく周知を行います。 また、市町村の広報誌への掲載依頼も併せて行い、広く周知を図ります。	

施策分野V

情報アクセシビリティ



施策の方向性

- 障がいのある人が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮した 情報の提供など情報のバリアフリーを推進します。
- 障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の養成や、円滑なコミュニケーションを図るための情報通信機器、ヘルプカード等の普及を図ります。

(1)情報バリアフリー

① 分かりやすい広報の推進

県広報紙の点字版・録音版作成や、県政広報テレビ番組への字幕挿入など、障がい 者に配慮した分かりやすい広報を推進します。

また、県のホームページについては、音声読み上げソフトへの対応や、文字の読み やすさ、操作のしやすさなど、障がい者が更に利用しやすい工夫をします。

② 障がい特性に応じた情報の提供

点字図書館において、コンピュータネットワークを活用した点字による新聞情報等 の即時提供を行い、視覚障がい者の情報取得を支援します。

また、聴覚障がい者情報提供センターにおいて、手話字幕付きビデオによる生活情報ニュースの提供や情報誌の発行等をはじめ、字幕入りDVD等の制作や貸出を行い、聴覚障がい者の情報取得を支援します。



手話字幕付き映像制作風景

施策分野V

情報アクセシビリティ



施策の方向性

- 障がいのある人が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮した 情報の提供など情報のバリアフリーを推進します。
- 障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の養成や、円滑なコミュニケーションを図るための情報通信機器、ヘルプカード等の普及を図ります。

(1)情報バリアフリー

① 分かりやすい広報の推進

県広報紙の点字版・録音版作成や、県政広報テレビ番組への字幕挿入など、障がい 者に配慮した分かりやすい広報を推進します。

また、県のホームページについては、音声読み上げソフトへの対応や、文字の読み やすさ、操作のしやすさなど、障がい者が更に利用しやすい工夫をします。

② 障がい特性に応じた情報の提供

点字図書館において、コンピュータネットワークを活用した点字による新聞情報等 の即時提供を行い、視覚障がい者の情報取得を支援します。

また、聴覚障がい者情報提供センターにおいて、手話字幕付きビデオによる生活情報ニュースの提供や情報誌の発行等をはじめ、字幕入りDVD等の制作や貸出を行い、聴覚障がい者の情報取得を支援します。



手話字幕付き映像制作風景

(2) コミュニケーション支援

① コミュニケーションを支援する人材の養成・確保

視覚、聴覚、言語障がい者のコミュニケーションを支援するため、以下のとおり取り組みます。

- ○点訳や朗読に必要な技術等の指導を行い、点訳奉仕員及び朗読奉仕員等を養成する。
- ○手話に必要な技術等の指導を行う講習会を実施し、手話通訳者を養成する。
- ○要約筆記に必要な技術等の指導を行う講習会を実施し、要約筆記者を養成する。
- ○盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、盲ろう者通訳・介助員を養成するほか、技能等の向上を図る研修を実施する。
- ○音声機能障がい者の発声訓練に携わる音声機能障がい発声訓練指導者を養成する。



点訳奉仕員・朗読奉仕員ステップアップ研修



盲ろう者通訳・介助員による通訳 (写真は「触手話」)

② 意思疎通支援事業の推進

コミュニケーションを図ることに支障がある障がい者との意思疎通を仲介する手話 通訳者等の派遣を行う「意思疎通支援事業」(市町村地域生活支援事業)が円滑に実施 されるよう、コーディネーターの技術力の向上を図りながら、市町村を支援します。 併せて、専門性の高い分野等への手話通訳者等の派遣や、都道府県域や市町村域を 越えた広域的な派遣を円滑に実施するための調整を行います。



会議における要約筆記風景 (意思疎通支援事業)

(2) コミュニケーション支援

① コミュニケーションを支援する人材の養成・確保

視覚、聴覚、言語障がい者のコミュニケーションを支援するため、以下のとおり取り組みます。

- ○点訳や朗読に必要な技術等の指導を行い、点訳奉仕員及び朗読奉仕員等を養成する。
- ○手話に必要な技術等の指導を行う講習会を実施し、手話通訳者を養成する。
- ○要約筆記に必要な技術等の指導を行う講習会を実施し、要約筆記者を養成する。
- ○盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、盲ろう者通訳・介助員を養成するほか、技能等の向上を図る研修を実施する。
- ○音声機能障がい者の発声訓練に携わる音声機能障がい発声訓練指導者を養成する。
- ○話す、聞く、読む、書くこと等に障がいがある失語症者向けの意思疎通支援者を 養成する。



点訳奉仕員・朗読奉仕員ステップアップ研修



盲ろう者通訳・介助員による通訳 (写真は「触手話」)

② 意思疎通支援の推進

コミュニケーションを図ることに支障がある障がい者との意思疎通を仲介する手話 通訳者等の派遣を行う「意思疎通支援事業」(市町村地域生活支援事業)が円滑に実施 されるよう、コーディネーターの技術力の向上を図りながら、市町村を支援します。

併せて、専門性の高い分野等への手話通訳者等の派遣や、都道府県域や市町村域を 越えた広域的な派遣を円滑に実施するための調整を行います。

<u>また、聴覚障がい者の情報獲得とコミュニケーションの重要な手段である手話を言</u>語として位置づけ、その普及等を図るための手話言語条例の検討を進めます。



会議における要約筆記風景 (意思疎通支援事業)



意思疎通 (コミュニケーション) 支援

これまでの障害者自立支援法では、「手話通訳等」を行う者の派遣又は養成という表現を 用いていましたが、障がいのある人と障がいのない人の意思疎通を支援する手段は、聴覚障 がいのある人への手話通訳や要約筆記に限られず、視覚と聴覚に障がいのある人への触手話 や指点字、視覚障がいのある人への代読や代筆、知的障がいや発達障がいのある人とのコミ ュニケーション、重度の身体障がいのある人へのコミュニケーションボードによる意思の伝 達等もあります。

このように多様なコミュニケーション支援の手段を、障害者総合支援法では新たに「意思 疎通支援」という名称を用いて、概念的に幅広く解釈できるようになりました。

また、障害者総合支援法では、市町村と都道府県の役割分担の明確化とともに、広域的な 対応が必要なものについて都道府県事業としての必須化により、市町村で実施が難しかった 意思疎通支援者の市町村域や都道府県域を越えた広域的な派遣や専門性の高い分野等への派 遣が可能となり、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の自立と社会参加の促進 が一層図られています。

③ 情報通信技術等の活用促進

円滑なコミュニケーションを図るための情報通信機器(スマートフォン、タブレッ ト端末等)やソフトウェア(文書読み上げ、文字拡大、絵文字等に関するもの)につ いて、操作方法の研修や情報提供等を通して普及を図ります。

また、人とのコミュニケーションが難しい障がい児(者)が、日常生活や災害時に おいて周りの人とコミュニケーションを図るために有効なヘルプカード等のツールに ついて、当事者等とともに活用に向けた検討を行い、普及を図ります。

④ 日常生活用具等の給付

障がいの特性に応じた情報の取得や円滑なコミュニケーションが図られるよう、市 町村が実施する「日常生活用具給付等事業」(地域生活支援事業)において視覚障害者 用拡大読書器、視覚障害者用活字文書読上げ装置等の購入を支援します。

また、重度障害者用意思伝達装置(障がいに応じた特殊な入力装置、スイッチ等) などの補装具について、情報提供や普及を図ります。

⑤ 難聴児補聴器購入助成事業の実施

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童の円滑 なコミュニケーションが図られるよう、これらの児童に対し補聴器購入助成事業を実 施する市町村を支援します。



意思疎通(コミュニケーション)支援

これまでの障害者自立支援法では、「手話通訳等」を行う者の派遣又は養成という表現を 用いていましたが、障がいのある人と障がいのない人の意思疎通を支援する手段は、聴覚障 がいのある人への手話通訳や要約筆記に限られず、視覚と聴覚に障がいのある人への触手話 や指点字、視覚障がいのある人への代読や代筆、知的障がいや発達障がいのある人とのコミ ュニケーション、重度の身体障がいのある人へのコミュニケーションボードによる意思の伝 達等もあります。

このように多様なコミュニケーション支援の手段を、障害者総合支援法では新たに「意思 疎通支援」という名称を用いて、概念的に幅広く解釈できるようになりました。

また、障害者総合支援法では、市町村と都道府県の役割分担の明確化とともに、広域的な 対応が必要なものについて都道府県事業としての必須化により、市町村で実施が難しかった 意思疎通支援者の市町村域や都道府県域を越えた広域的な派遣や専門性の高い分野等への派 遣が可能となり、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の自立と社会参加の促進 が一層図られています。

③ 情報通信技術等の活用促進

円滑なコミュニケーションを図るための情報通信機器(スマートフォン、タブレッ ト端末等)やソフトウェア(文書読み上げ、文字拡大、絵文字等に関するもの)につ いて、操作方法の研修や情報提供等を通して普及を図ります。

また、聴覚障がい者の方が、手話通訳が必要となった場合にタブレット等情報通信 機器を使って遠隔手話通訳等を利用することができるサービスを実施します。

さらに、人とのコミュニケーションが難しい障がい児(者)が、日常生活や災害時 において周りの人とコミュニケーションを図るために有効なヘルプカード等のツール について、当事者等とともに活用に向けた検討を行い、普及を図ります。

④ 日常生活用具等の給付

障がいの特性に応じた情報の取得や円滑なコミュニケーションが図られるよう、市 町村が実施する「日常生活用具給付等事業」(地域生活支援事業)において視覚障害者 用拡大読書器、視覚障害者用活字文書読上げ装置等の購入を支援します。

また、重度障害者用意思伝達装置(障がいに応じた特殊な入力装置、スイッチ等) などの補装具について、情報提供や普及を図ります。

⑤ 難聴児補聴器購入助成事業の実施

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童の円滑 なコミュニケーションが図られるよう、これらの児童に対し補聴器購入助成事業を実 施する市町村を支援します。

備考

施策分野VI

安心•安全

施策の方向性

- 災害時の安全が確保されるよう、障がいの特性や地域の実情等を踏まえた市町 村における避難支援体制の整備を支援します。
- 障がいのある人の日常生活における外出・移動支援の充実を図ります。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、防犯や消費者トラ ブル防止等の安全対策の推進や、地域における交流の場の充実を図ります。

(1) 災害対策

① 避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)の策定支援

東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑か つ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(避難行動要支援者)の安全を確 保するため、避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)の策定を行う市町村を支援 します。

特に、障がい者の避難を円滑に進めるために、個別計画に沿った障がい者本人が参 加する避難訓練を通して、障がいの特性を踏まえた情報伝達や避難誘導の支援方法等 を検証し、計画の改善が図られるよう市町村の取組みを支援します。

施策分野VI

安心•安全



施策の方向性

- 災害時の安全が確保されるよう、障がいの特性や地域の実情等を踏まえた市町 村における避難支援体制の整備を支援します。
- 障がいのある人の日常生活における外出・移動支援の充実を図ります。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、防犯や消費者トラ ブル防止等の安全対策の推進や、地域における交流の場の充実を図ります。

(1) 災害対策

- ① 避難行動要支援者の避難支援に係る個別計画の策定支援等
 - 平成28年熊本地震の課題を踏まえ、災害発生時の避難等に特に支援を必要と する方(避難行動要支援者)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、市町村に おける、障がい等の特性に応じた個別計画の策定・見直しを支援します。
 - 平成28年熊本地震の課題を踏まえ、障がい等の特性に応じた支援が行われる よう必要な事項を明示した「避難所運営マニュアル」及び「福祉避難所運営マニ ュアル」を活用し、市町村の「避難所運営マニュアル」及び「福祉避難所運営マ ニュアル」の作成及び見直しを支援します。
 - 災害時、福祉避難所が機能を発揮するために必要な取組みを示した当該運営マ ニュアルを活用しながら、各市町村と連携して、研修や訓練の実施による実効性 の確保を図るとともに、障がいのある人や住民の方への福祉避難所制度の周知に ついても取り組みます。
 - 障がいのある人の円滑な避難や、障がいのある人に十分配慮した避難所設営・ 運営を行うため、「発達障がい児者支援に関するアンケート」や「障がい当事者 団体や家族団体との意見交換会」等での意見を参考に、障がい特性に応じた基本 的な事項をまとめ、市町村が障がいの特性に応じて対応できるよう支援します。

見直し前 中間見直し後(案) 備考

② 災害時の適切な避難支援体制の整備

災害発生時の避難所における速やかな支援体制づくりに向け、避難所において、障がい特性に応じた情報の伝達、障がい者用仮設トイレや被災した障がい者の生活に必要な物資の確保等の対応が図られるよう市町村の取組みを支援します。

② 災害時の避難所における支援体制の整備

- 指定避難所において、障がい等の特性に応じた配慮、多目的トイレや必要な物 資の確保等の対応が図られるよう、市町村の取組みを支援します。
- また、災害発生時において、指定避難所内に福祉避難スペースを設置し、避難 生活に困難が生じる障がいのある人に対応したり、必要な物資や機材・人材が確 保された福祉避難所が速やかに設置されるよう、市町村に働きかけを行います。

避難所のレイアウト例(学校等の場合)



見直し前	中間見直し後(案) 	備表
	(障がいのある人にも配慮され た避難所の写真を掲載予定) (障がいのある人にも配慮され た避難所の写真を掲載予定)	
 避難所で必要とされる障がいのある人への配慮 平成26年度に実施した障がい者施策に関するアンケート調査(87ページを参照)等で「避難所で必要な配慮」についてお尋ねしたところ、以下のとおり回答がありました。 ① 食料の配給(54.4%) ② 必要な薬・治療(52.1%) ③ 障がいに配慮した部屋・トイレ(47.0%) また、「必要な設備、資材等」として、障がいごとに、次のようなものが挙げられました。 【身体障がい】 音声トイレ、オストメイト対応トイレ、室内誘導ブロック、ホワイトボードへの表示、聴覚障がいや内部障がい等があることの分かる表示(目印)、車いす、ベッド、紙おむつ等の介護用品、刻み食や流動食ができる設備や配慮、透析設備など 【知的障がい】 プライバシーを守れるスペースや落ち着くためのアイテム周囲の協力と障がい特性への理解など 【精神障がい】 ー人になれる場所、連絡手段など 【精神障がい】 ー人になれる場所、連絡手段など 【難病】 電動車いすの充電のための電源、歩行器、車いすなど 	遊難所で必要とされる障がいのある人への配慮	

災害発生時には、状況に応じて熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)(※1)や熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)(※2)を被災地へ派遣し、支援を行います。このため、発災後速やかにチームを派遣できるよう、派遣を想定した研修を実施するとともに、リーダーを養成します。

(※1) 熊本DCAT

災害発生時に避難所等で要介護者や障がい者等に対して必要な福祉介護サービスを行う 介護福祉士等による専門職のチーム。

(※2) 熊本DPAT

災害発生後に被災者や支援者に対して主に心のケアを行う専門的な精神医療チーム。



熊本DCATの研修風景

○ 市町村における、通所型福祉施設や一般宿泊施設等との福祉避難所に関する協 定締結を推進するとともに、市町村内の福祉避難所で対応が困難となった場合の 広域的な避難に関する協力体制の構築を行います。

③ 被災者の安心・安全の確保

○ 災害発生時には、状況に応じて熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)(※ 1)や熊本県災害派遣精神医療チーム(熊本DPAT)(※ 2)を被災地へ派遣し、支援を行います。このため、平時から災害を念頭においた関係機関による連携体制の構築を図るとともに、発災後速やかにチームを派遣できるよう、チーム構成員の技術の向上等を図るため、研修や訓練を実施します。

(※1) 熊本DCAT

災害発生時に避難所等で要介護者や障がい<u>のある人</u>等に対して必要な福祉介護サービス を行う介護福祉士等による専門職のチーム。

(※2) 熊本DPAT

災害発生後に被災者や支援者に対して主に心のケアを行う専門的な精神医療チーム。



熊本DCATの研修風景



熊本DPATの活動風景

- 災害発生時に被災地域からの患者の受入れや広域医療搬送に係る対応等を行う 災害拠点精神科病院の体制整備を行います。
- 被災者の中長期にわたる心のケアに対応するため「こころのケアセンター」を 設置し、訪問や電話等による相談、心の健康に関する普及啓発、被災者を支援す る方への支援などを行い、被災地の精神保健福祉機能の向上を図っていきます。

見直し前 中間見直し後(案) 備考

こころのケアセンターの事業実施体制図 内 全 域 被災者 の 訪問支援 要支援者の把握及びその支援 地域支え合いセンター 被災者の中に入り、課題を専門機関につなぐ 普及啓発 市 町 村 (心の健康に関する講話、 講演会の開催、パンフ配 布等)、サロン活動など 支援者支援、人材育成、総合調整、ネットワーク形成 専門性の高い職員による支援 熊本県 精神科 相談支援員(エリア担当)~被災地を3地区に分けて担当 精神保 医療 健福祉 機関、 専門職チーム② センター 専門職チーム① 児童 連携 • 医師 • 医師 相談所、 熊本市 • 保健師 • 保健師 県教育 こころ • 臨床心理士 • 精神保健福祉士 委員会 の健康 • 社会福祉士 •連絡調整員(事務) 連携 センター 熊本こころのケアセンター 主な業務:被災者支援・支援者支援・普及啓発・人材育成

③ 入所施設等の耐震化・防火対策等の促進

火災や地震発生時に自力で避難することが困難な障がい者が多く入所する施設やグループホームに対する耐震化整備やスプリンクラー設備整備のための助成を優先的に行い、入所施設等の耐震化・防火対策等を促進します。

また、入所施設等における災害時の避難マニュアル整備や、マニュアルに基づく避 難訓練等の実施など、災害時の避難体制整備を促進します。

④ 入所施設等の耐震化・防火対策等の促進

火災や地震発生時に自力で避難することが困難な障がい者が多く入所する施設やグループホームに対する耐震化整備やスプリンクラー設備整備のための助成を優先的に行い、入所施設等の耐震化・防火対策等を促進します。

また、入所施設等における災害時の避難マニュアル整備や、マニュアルに基づく避 難訓練等の実施など、災害時の避難体制整備を促進します。

⑤ 熊本地震により被害を受けた障がい者福祉施設等の復旧

平成28年熊本地震により甚大な被害を受けた障がい者福祉施設や精神科病院等に ついて、その復旧のための取組みを支援します。

(2)外出•移動支援

① 移動支援事業の充実

外出、余暇活動等の社会参加のための移動が円滑に行われるよう、「移動支援事業」 を実施する市町村を支援します。



移動支援事業(市町村地域生活支援事業)

障害者総合支援法に基づき実施する「市町村地域生活支援事業」の一つである「移動支援 事業」は、屋外での移動が困難な障がいのある人に対して外出のための支援を行い、地域で の自立生活や社会参加を促進するための事業です。

「移動支援事業」は、各市町村の判断により、地域の特性や利用者の状況に応じた形態 (例:個別支援型、複数人へのグループ支援型、福祉バス等の車両移送型)で実施すること とされています。

② 身体障害者補助犬の普及

身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の育成団体に対し、育成に要する経 費を助成するほか、障がい者に対して、身体障害者補助犬の取得を支援するとともに、 補助犬制度の周知・普及を図ります。



補助犬マーク

(身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマーク)

(2)外出•移動支援

① 移動支援の充実

障がいのある人が自立した生活を営み、社会活動に積極的に参加するための移動が 円滑に行われるよう、障がいのある人の移動を支援する取組みを推進します。



移動支援事業(市町村地域生活支援事業)

障害者総合支援法に基づき実施する「市町村地域生活支援事業」の一つである「移動支援 事業」は、屋外での移動が困難な障がいのある人に対して外出のための支援を行い、地域で の自立生活や社会参加を促進するための事業です。

「移動支援事業」は、各市町村の判断により、地域の特性や利用者の状況に応じた形態 (例:個別支援型、複数人へのグループ支援型、福祉バス等の車両移送型)で実施すること とされています。



障害福祉サービス等

居宅介護(通院等乗降介助): ヘルパーが自ら運転する車両への乗車又は降車の介助に加 えて、その前後の屋内外での移動等の介助又は通院先での受診等の手続きや移動等の介 助を行います。

同行援護:視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等を対象に、移動に必 要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。

行動援護:知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常に介護を必要と する障がい者等を対象に、行動するときに生じ得る危険を回避するために必要な援護、 外出時における移動中の介護等を行います。

② 身体障害者補助犬の普及

身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の育成団体に対し、育成に要する経 費を助成するほか、障がい者に対して、身体障害者補助犬の取得を支援するとともに、 補助犬制度の周知・普及を図ります。



(身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマーク)



見直し前	中間見直し後(案)	備考
③ ハートフルサポーターの育成 県内の宿泊・観光事業者、サービス事業者、交通事業者等の従業員向けに県が実施 する障がい特性や対応方法等の実践的な研修の修了者に「ハートフルサポーター」と なってもらうことで、障がい者への必要な配慮や正しい理解を促進し、おもてなしの 向上を図ります。	③ ハートフルサポーターの育成 県内の宿泊・観光事業者、サービス事業者、交通事業者等の従業員向けに県が障がい特性や対応方法等の実践的な研修 <u>や、研修</u> の修了者 <u>が自らの事業所で職員向けに実施する研修等を通じて</u> 「ハートフルサポーター」 <u>を増やし</u> 、障がい者への必要な配慮や正しい理解を促進し、おもてなしの向上を図ります。	
④ ハートフルパス制度の普及啓発	④ ハートフルパス制度の普及啓発	

ります。

ハートフルパス制度(障がい者等用駐車場利用証制度)の普及を通して、やさしいまちづくりへの理解を広めるとともに、駐車スペースの拡大を図るため、ハートフルパス制度の協力施設数を増やします。

また、障がい者等用駐車場の適正利用を促進するため、県民に対する啓発活動を強化し、誰もが外出しやすいまちづくりを進めます。



ハートフルパス制度協力施設駐車場の表示

この障がい者等用駐車場は、熊本県発行ハートフルバス(障がい者等用駐車場利用車をお持ちの方が利用できます。 この場所を、必要としている人がいます。

障がい者等用駐車場

_ 机 熊本県

ハートフルパス制度(障がい者等用駐車場利用証制度)の普及を通して、やさしい

まちづくりへの理解を広めます。駐車スペースの拡大を図るため、ハートフルパス制

度の協力施設数を増やすとともに、障がい者等用駐車場(幅3.5メートル)に加え、

また、障がい者等用駐車場の適正利用を促進するため、県民に対する啓発活動を強

窓口については、県民の利便性向上のため、市町村への申請・交付窓口の拡大を図

障がい者等優先駐車場(幅2.5メートル)の導入を進めます。

ハートフルパス制度協力施設駐車場の表示

化し、誰もが外出しやすいまちづくりを進めます。

⑤ おでかけ安心トイレの普及

ちづくりを進めます。

⑤ おでかけ安心トイレの普及

車いす対応トイレ、オストメイト対応トイレ、おむつ交換台付きトイレのいずれかを有する施設で、一定の基準を満たし、広く一般に開放している施設の情報を収集し、ホームページやスマートフォン等で広く提供することにより、誰もが外出しやすいまちづくりを進めます。



車いす・オストメイト対応トイレ
(右)車いす対応(左)オストメイト対応

車いす・オストメイト対応トイレ (右)車いす対応(左)オストメイト対応

備考

(3) 防犯

① 障がい者への安全対策

小地域ネットワーク活動や日常生活自立支援事業のような地域福祉活動等と連携した地域住民による見守り、定期訪問等の取組みを更に推進します。

② 障がいの特性に応じた110番通報の利用促進

ファクシミリやEメールによる110番通報について、利用促進を図るとともに、 事案の内容に応じた迅速かつ適切な対応を行います。

③ 犯罪や防犯に関連する情報の提供等による支援

地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との連携等により情報提供等を行い、犯罪 被害の防止と犯罪被害の早期発見を図ります。

(3) 防犯

① 障がい者への安全対策

小地域ネットワーク活動や日常生活自立支援事業のような地域福祉活動等と連携した地域住民による見守り、定期訪問等の取組みを更に推進します。

車いす対応トイレ、オストメイト対応トイレ、おむつ交換台付きトイレのいずれか

を有する施設で、一定の基準を満たし、広く一般に開放している施設の情報を収集し、

ホームページやスマートフォン等で広く提供することにより、誰もが外出しやすいま

② 障がいの特性に応じた110番通報の利用促進

ファクシミリやEメールによる110番通報について、利用促進を図るとともに、 事案の内容に応じた迅速かつ適切な対応を行います。

③ 犯罪や防犯に関連する情報の提供等による支援

地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との連携等により情報提供等を行い、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見を図ります。

④ 障がい者支援施設の防犯対策

障がい者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や 外溝の設置・修繕など必要な安全対策への取組みを支援します。

(4) 障がい者の消費者トラブル防止

① 地域での見守りネットワーク構築支援

障がい者や高齢者等の消費者被害の未然防止や早期救済を図るため、障がい者等の 消費者トラブルを地域住民や関係団体との連携により見守る市町村のネットワーク体 制の構築を支援します。

② 障がい者に対する消費者教育の推進

障がい者や高齢者等の消費者被害の未然防止や消費者としての自立を支援するため、 消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を推進するとともに、障がい 者の特性に配慮しながら学校や地域における消費者教育を充実させます。

(5) 交流活動

① 「地域の縁がわ」の普及促進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、地域の誰もが気軽に集い支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」の更なる普及を進めます。



「交流サロン たんぽぽ」(阿蘇郡西原村) 農作業による交流風景

② 「地域ふれあいホーム」の普及促進

地域の誰もが気軽に集う地域の拠点である「地域の縁がわ」に、子どもや高齢者、 障がい者等の「日中支援機能」と、障害福祉サービス等の制度以外の「宿泊機能」を 付加した「地域ふれあいホーム」の普及を進めます。

(4) 障がい者の消費者トラブル防止

① 地域での見守りネットワーク構築支援<u>及び消費者安全確保地域協議会への移行促進</u> 障がい者や高齢者等の消費者被害の未然防止や早期救済を図るため、障がい者等の 消費者トラブルを地域住民や関係団体との連携により見守る市町村のネットワーク体 制の構築を支援<u>するとともに、既存の見守りネットワークの消費者安全確保地域協議</u> 会(法定協議会)への移行を促進します。

② 障がい者に対する消費者教育の推進

障がい者や高齢者等の消費者被害の未然防止や消費者としての自立を支援するため、 消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を推進するとともに、障がい 者の特性に配慮しながら学校や地域における消費者教育を充実させます。

(5)交流活動

① 「地域の縁がわ」の普及促進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、地域の誰もが気軽に集い支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」の更なる普及を進めます。



「交流サロン たんぽぽ」(阿蘇郡西原村) 農作業による交流風景

② 「地域ふれあいホーム」の普及促進

地域の誰もが気軽に集う地域の拠点である「地域の縁がわ」に、子どもや高齢者、 障がい者等の「日中支援機能」と、障害福祉サービス等の制度以外の「宿泊機能」を 付加した「地域ふれあいホーム」の普及を進めます。

施策分野VI

生活環境



施策の方向性

- 障がいのある人をはじめ誰もが安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。
- 障がいのある人も安全かつ円滑に利用できるよう、住宅・建築物、道路・都市公園、旅客施設・公共交通機関のユニバーサルデザイン化を推進します。併せて、ユニバーサルデザイン化に向けた意識啓発を進めます。

(1)住宅•建築物

① 県有建築物の整備

県有施設について、障がい者も安全かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した改修を引き続き推進します。

② 民間建築物整備に対する支援

誰もが利用しやすい建築物の整備を促進するため、ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を行う民間事業者等に補助する市町村を支援します。

③ 広報活動及び研修会等による啓発

やさしいまちづくり条例(正式名称:熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例)やバリアフリー法(正式名称:高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進

に関する法律)に基づく建築物・まちづくりのユニバーサルデザイン化に向けて、研修会の実施等により普及啓発を図ります。

この普及啓発に併せて、事前協議の対象となる建築物については計画段階においてすべての事業者が事前協議を行うよう働きかけ、整備基準適合建築物を増加させます。

④ 公的賃貸住宅の整備

入居者の安心安全を確保し、誰もが快適に暮らすことができるよう、既設の県営住 宅のユニバーサルデザイン化を推進します。

⑤ 住宅改造に対する支援

重度の身体障がい者や知的障がい者が在宅での生活を継続するための住環境の整備を図るため、これらの障がい者に対し住宅改造助成事業を実施する市町村を支援します。

施策分野Ⅶ

生活環境



施策の方向性

- 障がいのある人をはじめ誰もが安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。
- 障がいのある人も安全かつ円滑に利用できるよう、住宅・建築物、道路・都市公園、旅客施設・公共交通機関のユニバーサルデザイン化を推進します。併せて、ユニバーサルデザイン化に向けた意識啓発を進めます。

(1)住宅•建築物

① 県有建築物の整備

県有施設について、障がい者も安全かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した改修を引き続き推進します。

② 民間建築物整備に対する支援

誰もが利用しやすい建築物の整備を促進するため、ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を行う民間事業者等に補助する市町村を支援します。

③ 広報活動及び研修会等による啓発

やさしいまちづくり条例(正式名称:熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例)やバリアフリー法(正式名称:高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進

に関する法律)に基づく建築物・まちづくりのユニバーサルデザイン化に向けて、研修会の実施等により普及啓発を図ります。

この普及啓発に併せて、事前協議の対象となる建築物については計画段階においてすべての事業者が事前協議を行うよう働きかけ、整備基準適合建築物を増加させます。

④ 公的賃貸住宅の整備

入居者の安心安全を確保し、誰もが快適に暮らすことができるよう、既設の県営住 宅のユニバーサルデザイン化を推進します。

⑤ 住宅改造に対する支援

重度の身体障がい者や知的障がい者が在宅での生活を継続するための住環境の整備を図るため、これらの障がい者に対し住宅改造助成事業を実施する市町村を支援します。

⑥ 障がい者の居住支援

市町村が実施する相談支援事業(市町村地域生活支援事業)の一つである「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」について、事業の拡充が図られるよう、情報提供等を通して市町村を支援します。

また、居住支援協議会等を活用し、「住宅入居等支援事業」や「あんしん賃貸支援事業」を周知し、賃貸住宅の貸主等の障がい者への理解促進を図ります。

あんしんと安らぎの住生活のために 熊本県あんしん賃貸支援事業





入居対象者(住まいを探している人)

高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯、子育て世帯

住まいを探す

住まいを探す・相談する

相談する

①あんしん賃貸住宅

高齢者世帯、障がい者世帯、外 国人世帯、子育て世帯のいずれ か一以上の入居を受け入れる賃 貸住宅

②あんしん賃貸住宅協力店 (字建業者)

高齢者世帯、障がい者世帯、外国 人世帯、子育て世帯の民間賃貸住 宅への入居をサポートする宅地 建物取引業者

③あんしん賃貸支援団体

(NPO、社会福祉法人等)

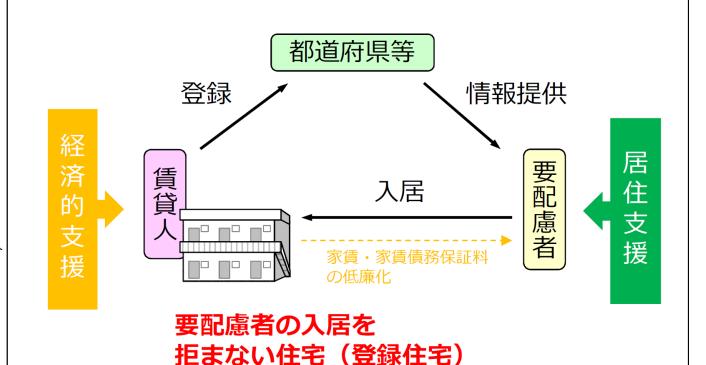
賃貸人・入居者・協力店の不安 を解消するための支援を行う 団体(市町村と居住支援協定を 締結)

⑥ 障がい者の居住支援

市町村が実施する相談支援事業(市町村地域生活支援事業)の一つである「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」について、事業の拡充が図られるよう、情報提供等を通して市町村を支援します。

また、住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等)の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度を推進し、適切な物件情報を提供します。

併せて、不動産関係団体、社会福祉協議会、市町村等で構成される熊本県居住支援 協議会と連携して、賃貸住宅への入居に係る情報提供や相談体制の構築を図ります。



- 68 -

(2)道路•都市公園

① 歩道等の整備

高齢者や障がい者の自立や社会参加の支援をはじめとして、すべての人にやさしい ユニバーサルデザインに基づく歩道等の整備を行い、安全・安心な公共空間の創造を 図ります。

② 都市公園の整備

都市公園におけるユニバーサルデザインに基づく園路やトイレの整備等を推進し、 安全・安心な公共空間の創造を図ります。



ユニバーサルデザインに基づく歩道整備



ユニバーサルデザインに基づく駐車場整備 (能本県テクノ中央緑地)

(3) 旅客施設 • 公共交通機関

① 旅客施設及び公共車両のユニバーサルデザイン化

障がい者の利用に配慮した旅客施設及び公共交通機関の整備を図るため、交通事業者など関係機関への整備状況について調査等を実施するとともに、交通事業者への啓発を通して、旅客施設及び公共車両のユニバーサルデザイン化を促進します。



公共車両のユニバーサルデザイン化



(2)道路•都市公園

① 歩道等の整備

高齢者や障がい者の自立や社会参加の支援をはじめとして、すべての人にやさしい ユニバーサルデザインに基づく歩道等の整備を行い、安全・安心な公共空間の創造を 図ります。

② 都市公園の整備

都市公園におけるユニバーサルデザインに基づく園路やトイレの整備等を推進し、 安全・安心な公共空間の創造を図ります。



ユニバーサルデザインに基づく歩道整備



備考

ユニバーサルデザインに基づく駐車場整備 (能本県テクノ中央緑地)

(3) 旅客施設 • 公共交通機関

① 旅客施設及び公共車両のユニバーサルデザイン化

障がい者の利用に配慮した旅客施設及び公共交通機関の整備を図るため、交通事業者など関係機関への整備状況について調査等を実施するとともに、交通事業者への啓発を通して、旅客施設及び公共車両のユニバーサルデザイン化を促進します。



公共車両のユニバーサルデザイン化



施策分野垭

差別の解消及び権利擁護の推進



施策の方向性

- 障がいのある人への不利益取扱いの禁止や合理的配慮など「障害のある人もな い人も共に生きる熊本づくり条例」の内容や、平成28年4月から施行される障 害者差別解消法の周知を進めます。
- 障がいの特性や障がいに応じた適切な配慮についての理解を深め、県民の「心 のバリアフリー」を推進します。
- 障がいのある人への虐待防止や成年後見制度の利用促進を図り、障がいのある 人の権利を擁護する取組みを推進します。

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例 (1)

① 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の取組み推進

平成24年4月から全面施行している条例の県民の認知度を高めるとともに、条例 で定める障がいを理由とした不利益取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮について の県民の関心と理解を深めるため、障害者差別解消法と併せて広く周知を図ります。 また、地域における相談体制の充実のため、広域専門相談員と地域相談員との連携

で書のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」

熊本県では、障害者差別解消法の制定に先駆けて、障がいのある人の権利を擁護するた めの条例を制定し、平成24年4月1日から全面施行しています。

この「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」には、障がいのある人への 理解を深め、その権利を擁護するために重要な4つのポイントがあります。

●不利益取扱いの禁止

による事案解決体制の充実を図ります。

障がいのある人に対して「不利益取扱い」となる行為を、日常生活、社会生活におけ る8つの分野(①福祉サービス、②医療、③商品の販売・サービスの提供、④労働者の 雇用、⑤教育、⑥建物等・公共交通機関の利用、⑦不動産の取引、⑧情報の提供等)に ついて具体的に掲げ、「してはならない」こととして禁止しています。

施策分野垭

差別の解消及び権利擁護の推進



施策の方向性

- 障がいのある人への不利益取扱いの禁止や合理的配慮など「障害のある人もな い人も共に生きる熊本づくり条例」の内容や、平成28年4月から施行された障 害者差別解消法の周知を進めます。
- 障がいの特性や障がいに応じた適切な配慮についての理解を深め、県民の「心 のバリアフリー」を推進します。
- 障がいのある人への虐待防止や成年後見制度の利用促進を図り、障がいのある 人の権利を擁護する取組みを推進します。

(1) 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例

① 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の取組み推進

平成24年4月から全面施行している条例の県民の認知度を高めるとともに、条例 で定める障がいを理由とした不利益取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮について の県民の関心と理解を深めるため、障害者差別解消法と併せて広く周知を図ります。

また、地域における相談体制の充実のため、広域専門相談員と地域相談員との連携 による事案解決体制の充実を図ります。



「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」

熊本県では、障害者差別解消法の制定に先駆けて、障がいのある人の権利を擁護するた めの条例を制定し、平成24年4月1日から全面施行しています。

この「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」には、障がいのある人への 理解を深め、その権利を擁護するために重要な4つのポイントがあります。

●不利益取扱いの禁止

障がいのある人に対して「不利益取扱い」となる行為を、日常生活、社会生活におけ る8つの分野(①福祉サービス、②医療、③商品の販売・サービスの提供、④労働者の 雇用、⑤教育、⑥建物等・公共交通機関の利用、⑦不動産の取引、⑧情報の提供等)に ついて具体的に掲げ、「してはならない」こととして禁止しています。

●社会的障壁の除去のための合理的な配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活において受けている制限や制約(社会的障壁) をなくすための必要かつ合理的な配慮(「合理的配慮」)が、負担が重過ぎることとな らない範囲で、県民によって行われなければならないとしています。

●相談体制及び個別事案解決の仕組み

「不利益取扱い」や「合理的配慮」、虐待についての相談体制、「不利益取扱い」に ついての個別事案解決の仕組みを設け、県が設置している委員会や相談員が、第三者 的な立場で当事者とともに問題の解決を図ります。

●県民の理解の促進

障がいのある人に対する差別や障がいのある人が感じる暮らしにくさは、障がいの ある人に対する誤解や偏見、無理解によって起こっています。そうした誤解や偏見を なくし、障がいのある人への県民の理解を深めるために、啓発活動を進め、障がいの ある人との交流の機会をつくるなどの取組みを進めます。

② 障がい特性についての理解促進

障がい者が地域で安心して日常生活を送り、社会参画ができるよう、障がいの特性 や多様性、障がいに応じた適切な配慮についての啓発を更に進め、県民の「心のバリ アフリー」を推進します。



くまもとハートウイーク 路上パフォーマンスによる交流の様子

●社会的障壁の除去のための合理的な配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活において受けている制限や制約(社会的障壁) をなくすための必要かつ合理的な配慮(「合理的配慮」)が、負担が重過ぎることとな らない範囲で、県民によって行われなければならないとしています。

●相談体制及び個別事案解決の仕組み

「不利益取扱い」や「合理的配慮」、虐待についての相談体制、「不利益取扱い」に ついての個別事案解決の仕組みを設け、県が設置している委員会や相談員が、第三者 的な立場で当事者とともに問題の解決を図ります。

●県民の理解の促進

障がいのある人に対する差別や障がいのある人が感じる暮らしにくさは、障がいの ある人に対する誤解や偏見、無理解によって起こっています。そうした誤解や偏見を なくし、障がいのある人への県民の理解を深めるために、啓発活動を進め、障がいの ある人との交流の機会をつくるなどの取組みを進めます。

② 心のバリアフリーの推進

障がい者が地域で安心して日常生活を送り、社会参画ができるよう、障がいの特性 や多様性、障がいに応じた適切な配慮についての啓発を更に進め、県民の「心のバリ アフリー」の理解を促進します。

また、共生社会を真の意味で実現していくためには、障がいの特性の理解を踏まえ、 生活のあらゆる場面で「心のバリアフリー」を行動に移すことが必要です。

ヘルプ・マークの普及、ハートフルサポーターの育成等を通して、県民や障がい者 と接する機会の多い事業者等の積極的な活動を支援します。

併せて、障がいのある子供と障がいのない子供が、一緒に障がい者スポーツや文化・ 芸術の体験学習等を通した交流及び共同学習を実施することにより、互いの個性や多 様性を認め合える共生社会の形成に向けた取組を推進します。



路上パフォーマンスによる交流の様子



ユニバーサルデザイン2020行動計画

平成32年に開催される「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」を契機として、 障がいの有無等にかかわらず、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社 会の実現に向け、政府において「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定されま した。

この行動計画では、「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によっ て創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障 がいの社会モデル」の考え方を共有し、全国で、人々の心にある障壁の除去に向けた取組 (心のバリアフリー)及び物理的障壁や情報にかかわる障壁の除去に向けた取組(ユニバ ーサルデザインの街づくり)を進めると謳われています。

心のバリアフリーの主な施策として、学校教育における学習指導要領に基づく指導や教 科書等の充実、交通、観光、流通、外食等、接遇を行う業界における全国共通のマニュア ルの策定・普及、障がいのある人とない人がともに参加できるスポーツ大会等の開催推進

③ ヘルプカードの普及

内部障がい者、難病患者、発達障がい者など、外見からわからなくても援助や配慮 を必要としている障がい者等が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるこ ためのヘルプカードの普及・啓発をとおして、障がい者等への理解を進め、共生社会 づくりを推進します。





裏面には自身の 障がいや症状、 支援してほしい 事等を記入でき

おもて

うら

③ 行政機関における合理的配慮の推進

障がいを理由とする差別の禁止に関して職員が適切に対応するよう、平成28年4 月に施行される障害者差別解消法に基づく職員対応要領を定めます。市町村において も職員対応要領が定められるよう市町村へ働きかけます。

併せて、職員の障がい者への理解や適切な対応を促進するため、職員を対象とする 研修を実施し、障がい者への配慮の徹底を図ります。

④ 行政機関における合理的配慮の推進

障がいを理由とする差別の禁止や障がいへの理解に関して職員の適切な対応を推進 するため、職員を対象とする研修を実施し、障害者差別解消法に基づき定めた職員対 応要領の周知や障がい者への配慮の徹底を図ります。また、すべての市町村において も職員対応要領が定められるよう市町村へ働きかけます。

(2) 障がい者虐待防止

① 障がい者虐待防止対策の強化

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(通称:障害者虐待防止法)を広く周知し、障がい者虐待の未然防止や、早期発見、早期対応を図ります。

また、熊本県障がい者権利擁護センターにおいて、市町村障害者虐待防止センターや関係機関との連携のもと、障がい者虐待の未然防止、早期発見や、虐待が発生した場合の迅速な対応ができるよう、体制整備に取り組みます。

併せて、障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、市町村障害者虐待防止センター職員等を対象にした研修を実施し、関係者の障がい者虐待についての理解を深め、虐待の未然防止と早期対応につなげます。

(3) 成年後見制度等

① 成年後見制度の利用促進

障がい者の権利を擁護し、障がい者が適切な医療・介護・福祉サービスを受けられるよう、市町村と連携し、成年後見制度(※)の周知啓発・利用促進を図ります。

また、市町村が地域生活支援事業として実施する「成年後見制度利用支援事業」や、「成年後見制度法人後見支援事業」の取組みを支援するとともに、後見等の業務を適正に行うことができる法人後見人や市民後見人の育成に取り組む市町村を支援します。

(※) 成年後見制度

日常生活において財産侵害を受けたり、尊厳が損なわれることがないように、判断能力が 十分でない人を保護し、支援する制度。

② 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の利用促進

地域において「日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)」(※)への理解が深まり、多くの対象者が利用できるよう、県民への広報・啓発を行います。

(※) 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

判断能力が低下した人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常 的な金銭管理サービスを行うもの。市町村社会福祉協議会が実施。

(2) 障がい者虐待防止

① 障がい者虐待防止対策の強化

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(通称:障害者虐待防止法)を広く周知し、障がい者虐待の未然防止や、早期発見、早期対応を図ります。

また、熊本県障がい者権利擁護センターにおいて、市町村障害者虐待防止センター や関係機関との連携のもと、障がい者虐待の未然防止、早期発見や、虐待が発生した 場合の迅速な対応ができるよう、体制整備に取り組みます。

併せて、障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、市町村障害者虐待防止センター職員等を対象にした研修を実施し、関係者の障がい者虐待についての理解を深め、虐待の未然防止と早期対応につなげます。

(3) 成年後見制度等

① 成年後見制度(※)の利用促進

障がい者の権利を擁護し、障がい者が適切な医療・介護・福祉サービスを受けられるよう、<u>成年後見制度の利用の促進に関する法律の基本理念にのっとり、</u>制度の周知啓発及び適切な利用の促進を図ります。

また、市町村が地域生活支援事業として実施する「成年後見制度利用支援事業」や、「成年後見制度法人後見支援事業」の取組みを支援するとともに、後見等の業務を適正に行うことができる法人後見人や市民後見人の育成に取り組む市町村を支援します。

(※) 成年後見制度

日常生活において財産侵害を受けたり、尊厳が損なわれることがないように、判断能力が 十分でない人を保護し、支援する制度。

② 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の利用促進

地域において「日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)」(※)への理解が 深まり、多くの対象者が利用できるよう、県民への広報・啓発を行います。

(※) 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

判断能力が低下した人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常 的な金銭管理サービスを行うもの。 市町村社会福祉協議会が実施。